

令和4年度 「ふれあい地域懇談会」報告書

＜ 西鎌倉地域 ＞

日 時	令和4年8月5日（金） 午後2時～4時
場 所	腰越支所 多目的室
出 席 者	自治会・町内会代表 8名 地域団体代表 5名 計13名 鎌倉市 9名
内 容	<p>第 1 部 市長からの説明..... P. 1 「共生社会の取組み、本庁舎整備について」</p> <p>第 2 部 地域の懸案事項に関する報告..... P. 16 ① 防犯カメラ設置費補助申請の問題 ② 電動車椅子が走り難い歩道の改善要望</p> <p>第 3 部 本年度の地域の議題に関する懇談..... P. 43 ① 市道における制限速度遵守への働き掛け ② 地域の空き家と崖のリスクについて ③ 小中学校の統合計画の現状と今後の進め方（西鎌小、手広中学が腰越小学校と腰越中学校へ統合？） ④ ふれあい地域懇談会のあり方と市の広報のあり方・全市的あるいは地域別の行政課題の集約と対応等の発信方法整備 ⑤ やまゆり坂のがけ地（市有地部分）の防護 ⑥ 手広4丁目30-6下水道占有料の納付についての疑問 ⑦ 道路のフェンス更新依頼</p>

出席者名簿 (敬称略)

【自治会・町内会等】

	団 体 名	氏 名	備 考
1	西鎌倉地区町内・自治会連合会	芹澤 幸彦	会長
2	新鎌倉山自治会	岡村 博之	副会長
3	御所ヶ丘自治会	西田 哲治	会長
4	南鎌倉自治会	河村 美子	会長
5	西鎌倉山自治会	川口 伸	会長
6	手広町内会	内海 直和	会長
7	谷際自治会	川原 祐紀	会長
8	手広片岡町内会	笠嶋 輝雅	会長

【その他の団体等】

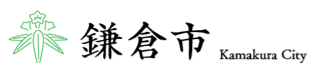
	団 体 名	氏 名	備 考
1	西鎌倉地区社会福祉協議会 第十地区民生委員児童委員協議会	千代 美和子	会長
2	保護司会	前川 昌子	
3	西鎌倉地区高齢者団体	池田 隆明	代表
4	西鎌倉地区スポーツ振興会	和田 護	会長
5	鎌倉市社会福祉協議会	高橋 寿美	生活支援コーディネーター

【鎌倉市】

	役 職	氏 名	備 考
1	鎌倉市長	松尾 崇	
2	市民防災部長	永野 英樹	
3	総務部長	内海 正彦	
4	共生共創部長	服部 基己	
5	まちづくり計画部長	林 浩一	
6	都市景観部長	古賀 久貴	
7	都市整備部長	森 明彦	
8	教育文化財部長	佐々木 聡	
9	腰越支所長	青木 達哉	

第1部 市長からの説明

【全地域共通】



令和4年度 ふれあい地域懇談会

第1部 市長からの報告

鎌倉市長 松尾 崇

○屋外・屋内でのマスク着用について

【屋外】		距離が確保できる	距離が確保できない
会話をする	マスク必要なし 目安2m以上	マスク着用推奨	マスク着用推奨
会話をほとんど行わない	マスク必要なし	マスク必要なし	マスク必要なし
		公園での散歩やランニング、サイクリングなど	徒歩や自転車での通勤など、屋外で人とすれ違う場面

目安 2m 以上

【屋内】

	距離が確保できる	距離が確保できない
会話をする	マスク着用推奨 目安2m以上 ※十分な換気などの対策が実施されている場合は外すことも可	マスク着用推奨
会話をほとんど行わない	マスク必要なし 目安2m以上	マスク着用推奨
		駅構内やエレベーター、図書館での読書、芸術鑑賞

高齢の方と会う時や病院に行く時は、マスクを着用しましょう。
体調不良時の出勤・登校・移動はお控えください。

夏場は、熱中症防止の観点から、屋外でマスクの必要のない場面では、マスクを外すことを推奨します。

1

共生社会の実現に向けて

取組① 鎌倉市共生社会の実現を目指す条例 制定

背景) 多くの人にとっての「ふつう」や「当たり前」を前提とした社会に、「生きにくさ」や「居心地の悪さ」を感じる人がいる。

鎌倉市共生社会の実現を目指す条例

すべての人が、お互いを尊重し合い、
支え合い、多様性を認め、
自らが望む形で社会との関わりを持ち、
生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる社会の実現をめざす条例

平成31年4月施行

共生社会の実現に向けて

取組② くらしと福祉の相談窓口の開設

- 背景) 1.どこに相談へ行けばいいのかわからない。
2.自分のことをうまく伝えられないかも。
3.福祉の相談と生活の相談はわけにくい。



窓口開設後
相談件数
約3倍！！

3

共生社会の実現に向けて

取組からみえた新たな問題

- ・複数の課や機関と連携して対応する必要のある複合的な課題
- ・世帯の困りごとに丸ごと対応する包括的な支援体制の必要性
→8050問題、ダブルケア・ヤングケアラー等

4

共生社会の実現に向けて

問題解決のため、「包括的支援体制」を推進

- ・ 分野を問わない相談対応
- ・ 多機関・多分野によるチームでの対応

高齢者のよろず相談を中心に対応してきた身近な地域の**地域包括支援センター**、生活困窮者に対応してきた**インクル相談室鎌倉**などで、分野を問わず**ご本人以外の家族の困りごと**もお伺いします

お話を受け止めた上で、適した場所に今まで以上におつなぎできるよう、バックアップ体制を整えています

5

共生社会の実現に向けて

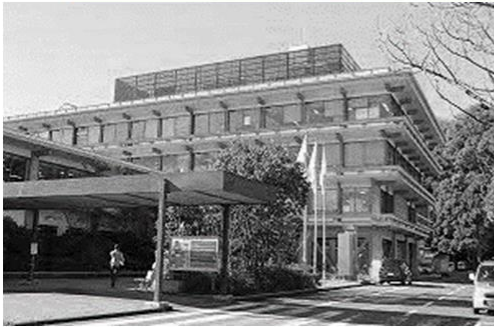
今後の取組

- ・ (仮称) 鎌倉市ケアラー支援条例の制定
- ・ さまざまな分野の担い手が連携して地域活動を展開する場づくり (地域共生プラットフォームの構築等)



6

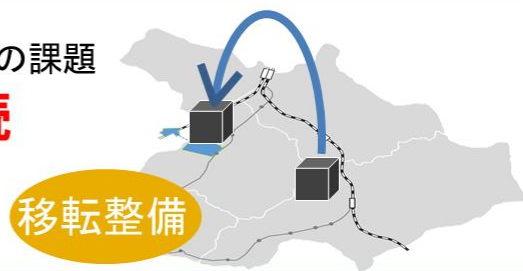
本庁舎の抱える課題



築53年 本庁舎
建物・設備の老朽化、バリアフリー等の課題
さらに**災害時の業務継続**



熊本地震の被災庁舎



新庁舎整備と本市の抱える課題解決 + 価値創造

新庁舎



大船消防署
複合化



深沢出張所
複合化



深沢行政センター
複合化




新駅

価値創造

市庁舎現在地



中央図書館
老朽化

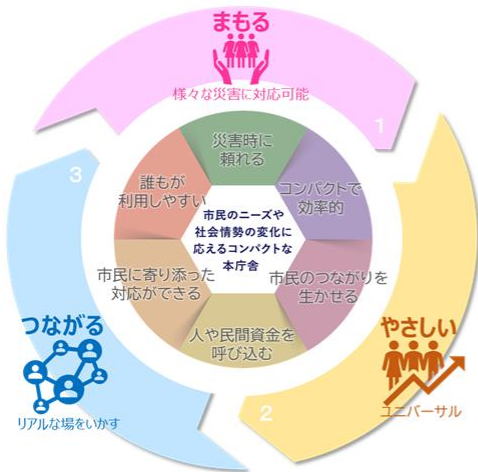


鎌倉学習センター
借地料

相談
+ 窓 口 + α

新庁舎等整備基本計画(素案)

基本理念 (ビジョン) と基本計画の3つのポイント



1 まもる ~災害に強くなります~

- 耐震性能を備える
大地震発生時も災害対応拠点として機能!
- オンラインでの業務体制を備える
様々な災害発生時も業務継続可能!
- 受援力を備える
自衛隊、支援物資などの大規模な受入れ可能!
- エネルギー・給水を備える
ライフライン途絶でも概ね3日間自走可能!

2 やさしい ~サービスの提供方法が変わります~

- 全ての手続き・相談が原則オンライン可能
自宅等からスマホで簡単!
- 対面型の窓口も設置
オンラインが苦手な人も安心!
- ワンストップ・サービスの導入
一か所で全て完結!
- 予約制も導入
待ち時間短縮!

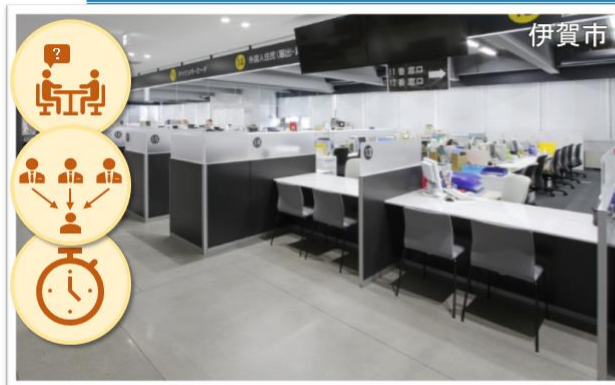
3 つながる ~市民活動スペースが充実します~

- 深沢図書館・学習センターの複合化!
- カフェ等のほかフリースペースを導入!
- まちづくり情報などを発信!
- 市民活動・市民交流スペースを大幅拡充!

9

新庁舎等の整備について

新しい市役所が目指すサービス



対面で寄り添う
ワンストップ
丁寧な相談
一人ひとりのニーズに対応

さらに手軽に
スマートフォンで簡単
忙しくても便利
夜でも休日でも可能



出典(左画像): (株)オカムラHP

10

新庁舎等整備基本計画(素案)

1～3階の構成：モデルプラン等

災害に強くなります 3階

サービスの提供方法が変わります 2階

市民活動スペースが充実します 1階

モデルプランの各階構成イメージ

施設規模

約**24,300㎡**

新庁舎	約20,000㎡
消防	約3,000㎡
図書館・学習センター	約1,300㎡

✓基本構想時(25,000㎡)よりもコンパクトに

施設整備費

約**170億円(税込)**

※工事、外構、調査・設計、備品、移転費用

事業手法

基本設計先行型
官民連携手法
(維持管理を含む設計施工一括発注等)

市庁舎現在地利活用基本構想(素案)

基本理念 (ビジョン)

支え合いを大切にすまちに

安心できる行政窓口機能

歴史文化の発信

ひらいて むすんで 知恵うむ “ふみくら” (文庫)

知識を万人に“ひらく”
多様な交流を“むすぶ”
まちや社会にいきる知恵を共創する拠点

鎌倉の情報発信

地域への参加・貢献

市庁舎現在地地利活用基本構想(素案)

市庁舎現在地の利活用のイメージ

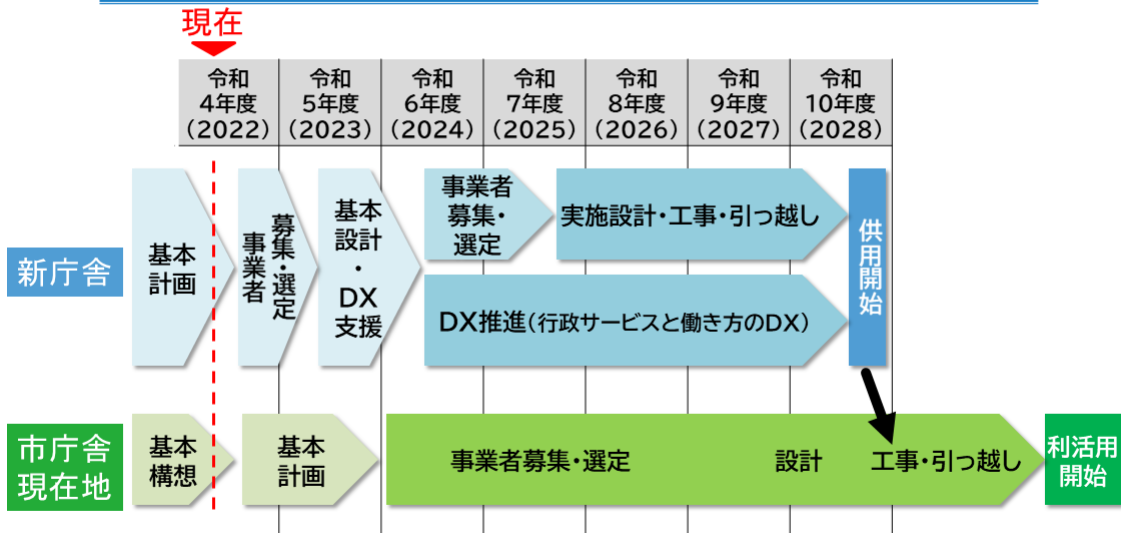


※ 画像は全て参考例(他自治体事例)です。

出典 (左上):おひさまテラス”おひさまテラスとは”千葉県旭市の多世代交流施設”おひさまテラス” 旭市多世代交流施設おひさまテラス. <https://ohisama-terrace.jp/about/>(参照2022-06-16) (左下-右下):豊島区”公園案内 | 南池袋公園” 豊島区 2022-05-16. <https://www.city.toshima.lg.jp/040/ohisetsu/koen/026.html>(参照2022-06-16) (右上):大宮図書館”フロアマップ | 大宮図書館” 大宮図書館. <https://www.omiya-library.jp/floor/>(参照2022-06-16) 13

新庁舎等の整備と市庁舎現在地の利活用

今後の進め方



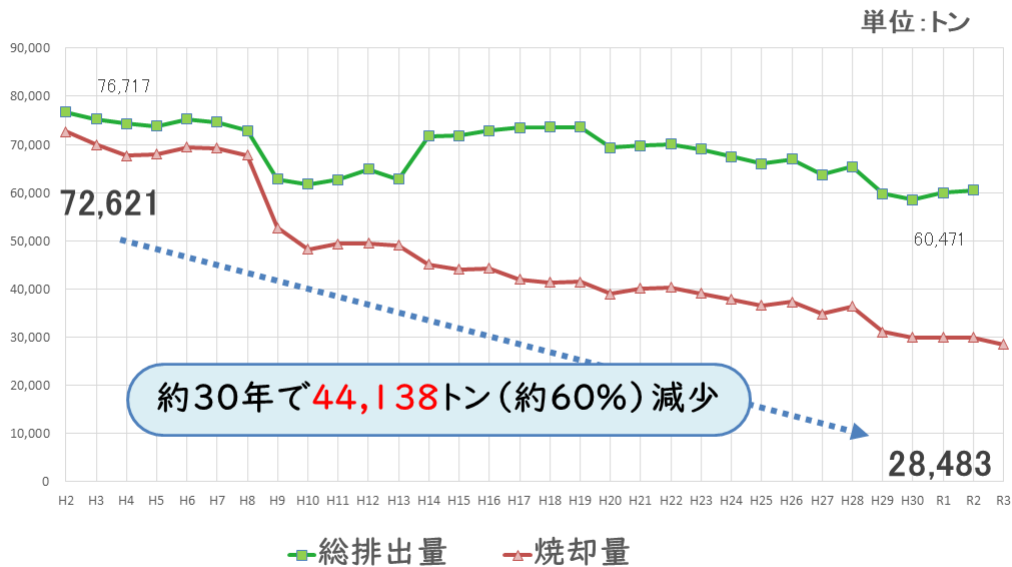
廃棄物政策の基本理念

「ゼロ・ウェイストかまくら」

市民、事業者、市が連携・協働して3Rを推進し、廃棄物の焼却量や埋め立てによる最終処分量を限りなくゼロに近づける「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現をめざします

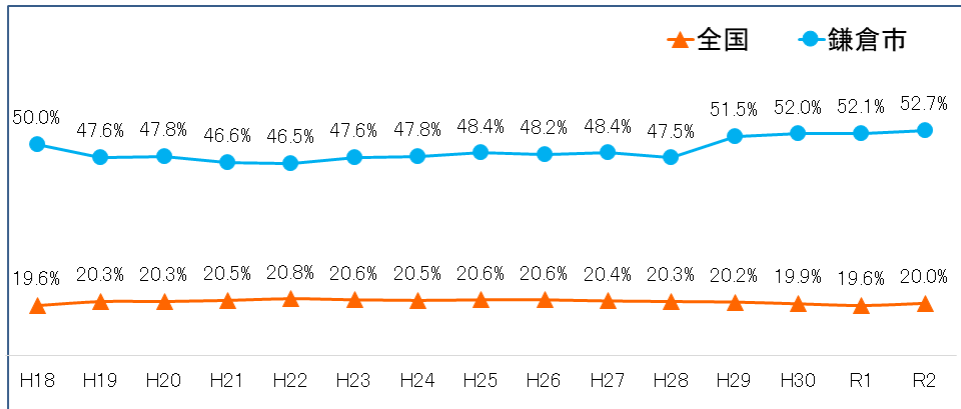
15

廃棄物の発生量と焼却量



16

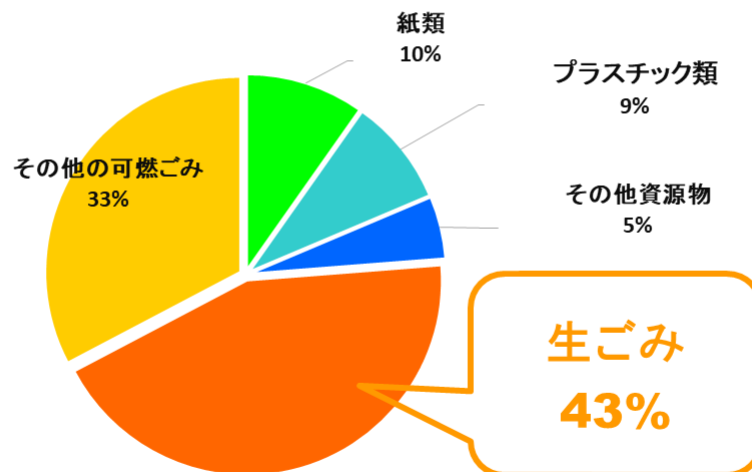
リサイクル率の推移



鎌倉市のリサイクル率 (人口10万人以上50万人未満の市)	H26年度～H28年度	全国3位
	H29年度	全国2位
全国2位 東京都小金井市 (46.0%) 全国3位 岡山県倉敷市 (44.3%)	H30年度～令和2年度	全国1位

家庭から出る燃やすごみの中身

令和3年度家庭系ごみ質組成調査(湿重量ベース)



今後のごみ処理方針

令和3年(2021年)6月 第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画改定

- 新焼却施設を建設せず、「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現をめざして、ごみの減量・資源化を実施。
- 家庭系燃やすごみの約半分を占める生ごみや紙おむつの資源化、事業系ごみの資源化により令和2年度(2020年度)から令和11年度(2029年度)までの10年間で、年間3万トンある燃やすごみを1万トンまで削減をめざす。

※令和11年度(2029年度)想定

燃やすごみ合計	28,708t	削減量合計	18,853t	焼却量合計	9,855t
家庭系ごみ	18,643t	家庭系ごみ計	8,788t	家庭系ごみ	9,855t
事業系ごみ	10,065t	・生ごみ	6,371t	事業系ごみ	0t
		・紙おむつ	1,485t		
		・分別徹底	932t		
		事業系ごみ	10,065t		
		・生ごみ	2,253t		
		・紙おむつ	762t		
		・分別徹底	393t		
		・混合ごみ	6,657t		

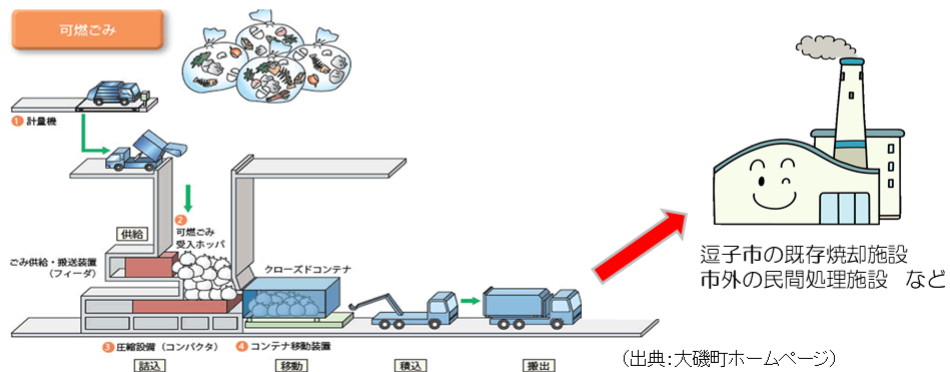
19

方針を実現するための施策～燃やすごみ1万トン達成に向けて～

- 新たな資源化(事業系ごみ・家庭系生ごみ・使用済み紙おむつ)の実施
- 中継施設を整備し、広域連携によるごみ処理体制を構築

【中継施設の整備】

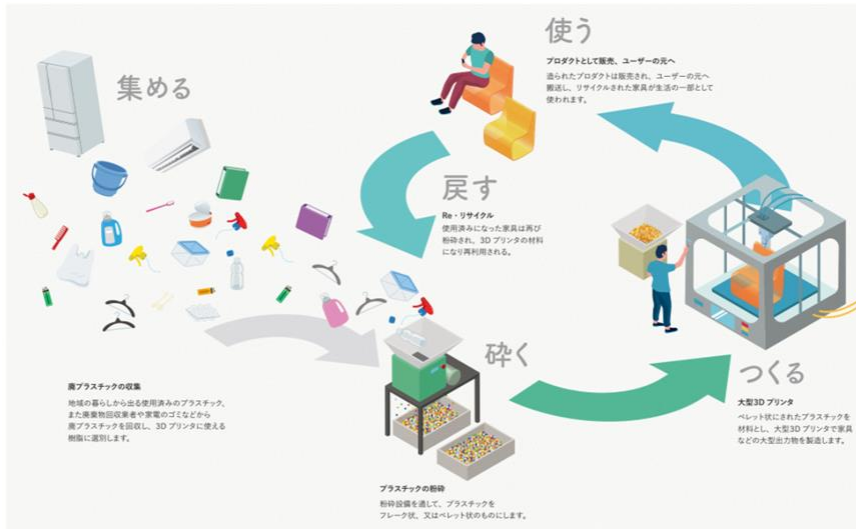
- 燃やすごみを逗子市焼却施設や民間処理施設に効率良く運搬
- 名越クリーンセンター稼働停止後の跡地に整備予定



20

産官学民が連携した取組

「ごみを、資源に。資源を、まちの資産に。」を目指して



21

今ではこんなものをつくることができます



遊具・兼・ベンチ

企画：慶應義塾大学
3Dプリント：エス.ラボ(株)
デザイン：積彩



バランスボールチェア

企画：慶應義塾大学
株式会社オカムラ



防災用シューズ

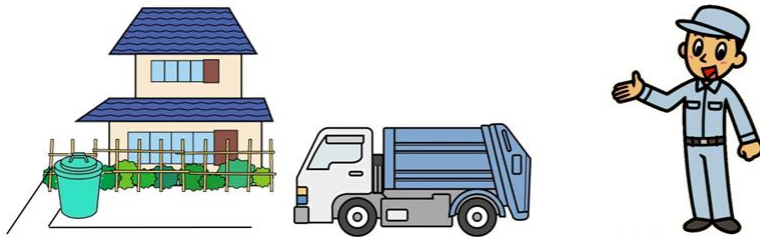
企画：慶應義塾大学
株式会社ORPHE



22

戸別収集の実施検討について

- 戸別収集は、ごみの減量のみならず、ごみ出しに対する高齢者や子育て世代などの負担軽減が図れることや、クリーンステーション管理に係る市民負担の軽減に寄与することが期待される
- 過去に全市実施に至らなかった経過や他自治体の状況を踏まえ、効率的な収集方法や経費の抑制策の整理を行い、実施に向けた具体的な検討を進める



ご清聴ありがとうございました

第1部 市長からの説明に対する意見・懇談

<西鎌倉山自治会 川口会長>

鎌倉市でのコンポストの助成金9割というのはすばらしいことだと私も思っております、利用させていただいているんですけども、もっともっと普及させればと思う。生ごみが一番多いということで、それをキエーロのように全てなくなっていくようなタイプのコンポストでしたら、それはそれでいいかと思うんですけども。

例えば、それを循環という形でたい肥にするというような取組をした場合に、たい肥を皆さんに言われないう限りは使うこともないかと思うんですが、この辺りのグリーンベルトであったり、植込みって作りがなかなかきれいな手入れが行き届いていないかなと。鎌倉市だけではなく、それはどこもそうだと思うんですね、なかなか難しい問題なのかなと思うんですけども。

そういうところをもっと市民が介助するような、みんな好きなように食べられるものを植えたりだとか、欧米ですとエディブルタウンとか言ってそのような活動していますよね。今、これが食糧事情の問題もありますし、そういった取組の仕方ということによって、ごみをそちらのほうに循環されればよりいいなというように考えていましたので、そちらのほうも考えていただけたらいいなと思います。

<松尾市長>

そうですね。食べられる実のなるような木を地域で植えていくというのが、イギリスなどでも積極的に行われているというところは存じ上げるところです。ご提案として受け止めさせていただいて、そういうところを地域の皆さんとも連携して何かできることによって、ごみの問題も一部解決できる場所があればいいなと思います。ありがとうございます。

<御所ヶ丘自治会 西田会長>

戸別収集について検討中ということですが、これは具体的に何年度を目指すとか、そういったことはあるのでしょうか。

<松尾市長>

まだ明確に何年度スタートというところまでは決まっていないという状況ですが、今年度中には一定程度の仕組み・方向性のようなところは皆さんに説明できるような形にして、それがご理解得られればなるべく早い段階でスタートできるように取組んでいきたいと考えております。

<西鎌倉地区社会福祉協議会 第十地区民生委員児童委員協議会 千代会長>

プラスチックごみの関連で、都市部だと東京や横浜など、ほかの都市はプラスチックをそのまま全部まとめて捨てることが多い。鎌倉は容器・包装に関するものだけ分別をするという形になってはいますが、収集後のことについての情報というのは何かお持ちでしょうか。

というのは、プラスチックのごみと言いますか、容器というか、汚れているものも多くて、どこまで洗おう

かとか、洗って捨てたほうがいいのだろうかとか、その後どうしたらいいのだろうかというようなこと、それからそういうあまりきれいに洗えていないものが集められた後、かびが生えていたり、いろんな状況があるというように伺っております。とりあえずどこまでやるのかとか、あるいはそれを集めた結果どういう形になっているのか、どういう処理方法になっているのかというあたり、お分かりになっていたら教えていただきたいと思います。

<松尾市長>

本当にそこが一番頭の痛いところでもございまして、容器包装プラスチックにつきましては、これは言い訳するわけではないのですが、国がつくった枠組みという形になりますので、実はこれ、プラスチックであれば何でも容器包装プラスチックになるかという、ならないという、こういう状況で分別していただくのはすごく悩みが多いものだと思っております。

ただ、ここの枠組みはなかなか市のほうで独自で変えるというわけにはいきませんので、容器・包装プラスチックに当たるものは、できれば分けていただいて、それを収集したいと考えています。おっしゃるようにその後どうなっているのというところについては、説明が足りなかった部分ありまして、実際には手作業で一つ一つ仕分けしています。

ですので、汚れているものがあると、それは避けて燃やすごみに回さざるを得ませんし、よく良かれと思ってプラスチックの中に小さいプラスチックを詰めていただく方がいらっしゃいますが、あれも実は全部そこから手作業で分けているという状況もあります。

今後、その辺りをお伝えできるように工夫をしていきたいと思っています。よく街中で聞くのは、容器プラを出しても全部燃やしているのじゃないかなんて言われるのですが、決してそんなことはございせんので、その辺りも含めてちゃんとご理解いただけるようにしたいと思っています。

第2部

地域の懸案事項に関する報告

04 西鎌倉 2-1	防犯カメラ設置費補助申請の問題
04 西鎌倉 2-2	電動車椅子が走り難い歩道の改善要望

令和4年度ふれあい地域懇談会（第二部） 回答票

番 号	04 西鎌倉 2-1
テ ー マ	防犯カメラ設置費補助申請の問題
概 要	補助制度の見直し等の進捗状況及び今後の予定について。
担 当 部 課	市民防災部 地域のつながり課

議題に対する回答等	
<p>市では、地域住民の防犯意識を高め、地域と一体となった、安全・安心のまちづくりを進めるため、自治・町内会等の自主防犯団体が防犯カメラを設置する際、経費の一部を助成する制度を設けています。</p> <p>当該制度は設置費の4分の3を神奈川県と市で助成するものですが、市ではこれに加えてカメラ機器の更新費や故障時の修繕費についても、令和4年度から、新たに補助対象とし、補助要綱の改定を行いました。</p> <p>設置費（更新費を含む）については、従来どおり補助率を4分の3とし、補助上限額は23万円です。</p> <p>修繕費については、補助率が4分の3で、補助上限額は10万円です。</p> <p>現在、制度開始後に補助対象となった防犯カメラの設置台数は計79台で、引き続き自治会・町内会からの新規設置要望が多く寄せられており、市としては、現段階の喫緊の課題は、新規設置の推進と捉えております。</p> <p>一方で、既に防犯カメラを設置して維持管理を行う団体に対する積極的な支援として、機器の更新や修繕に対しても補助対象を拡充することで、更なる地域防犯力の向上と犯罪抑止をはかってまいります。</p>	
添付資料	神奈川県地域防犯力強化支援事業補助金交付要綱 鎌倉市地域防犯カメラ設置費補助金交付要綱

神奈川県地域防犯力強化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例（平成16年神奈川県条例第65号）第2条第3項及び第9条の規定に基づき、地域が行う主体的・継続的な安全・安心まちづくりのため、市町村が行う地域防犯カメラ設置事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 地域防犯カメラ

地域における犯罪の防止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために、特定の場所に固定して設置する映像撮影機器であつて、録画機能があるもの。

(2) 安全・安心まちづくり団体

県民又は事業者により組織された団体であつて、継続的かつ計画的に地域の安全・安心まちづくりの推進に係る活動を行う団体

(3) 地域防犯カメラ設置事業

県内市町村が、当該市町村の区域における地域防犯力の向上を目的として実施する地域防犯カメラの設置事業を補助する事業であつて、当該市町村が策定した地域防犯力向上計画に基づき行われるもの。

ただし、地域防犯カメラの設置を補助する事業にあつては、市町村が交付する補助金の額が、別表1により算定される県の補助額を超える事業であること。

(4) 地域防犯力向上計画

市町村が、関係機関・団体と連携して実施する、当該市町村の区域における地域防犯力を向上させるための施策・事業についての当該年度の計画

(補助対象事業)

第3条 補助の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、地域防犯カメラ設置事業とし、当該事業に要する経費から国庫支出金、起債額及びその他の特定財源を控除した額に対して交付するものとする。

(補助額の算出方法等)

第4条 補助額、補助対象経費等は、別表1のとおりとする。

(申請書の提出期日等)

第5条 規則第3条第1項の規定による地域防犯力強化支援事業補助金交付申請書（第1号様式）の提出期日は、知事が別に定める期日とする。

- 2 規則第3条第2項第4号の規定による申請書に添付すべき書類は、別表2のとおりとする。
- 3 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあつては、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（暴力団排除）

第6条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
 - (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち前号に規定する暴力団員に該当する暴力団員に該当する者があるもの。
 - (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第2号に規定する暴力団員に該当するもの。
- 2 知事は、必要に応じ補助金の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者（以下「補助対象事業者」という。）が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。
- ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
- 3 知事は、補助対象事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（交付条件）

第7条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の経費の配分の費目相互間のいずれか低い額の20%以内の変更をする場合には、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となつた場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助対象事業者が、規則第2条第4項に規定する間接補助金等を交付する場合

は、同条第6項に規定する間接補助事業者に対し、第13条と同一の条件を付さなければならない。

(5) その他規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

(変更の承認)

第8条 前条第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、地域防犯力強化支援事業変更(中止、廃止)承認申請書(第3号様式)に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し又は条件を付することができる。

(申請の取り下げのできる期間)

第9条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受領した日から10日を経過した日までとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、地域防犯力強化支援事業実績報告書(第4号様式)に次の書類を添えて、事業完了から30日を経過した日までに行わなければならない。

(1) 地域防犯力強化支援事業結果報告書(第5号様式)

(2) 地域防犯カメラ設置事業収支決算書(補助事業)(第6号様式)

(3) その他知事が必要と認める書類

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあつて、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、補助対象事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、年度消費税仕入控除税額報告書(第7号様式)により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支部等であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第12条 規則第17条ただし書きの規定により知事が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により、知事が定める財産の種類は、次のとおりとする。

防犯カメラ、録画装置その他防犯カメラの機能を発揮させるために必要な機器 5
年

(書類の整備等)

第13条 補助対象事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

3 補助対象事業者が法人その他の団体である場合であつて、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第14条 補助対象事業者は、申請内容に変更があつたときは、すみやかに文書をもつてその旨を知事に届け出なければならない。

(書類の経由)

第15条 規則及びこの要綱の規定により書類を知事に提出する場合は、くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課を経由しなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 神奈川県安全・安心まちづくり団体事業補助金交付要綱は、廃止する。

3 廃止前の神奈川県安全・安心まちづくり団体事業補助金交付要綱に基づき交付決定した当該補助金に係る実績報告等の事項については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

（補助額等）

地域防犯カメラ設置事業

補助対象経費	地域防犯カメラの新設に要する経費 (機器等の購入費及び設置のための工事費に限る。)
補助額	安全・安心まちづくり団体が地域防犯カメラを設置する事業を補助する事業 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(千円未満切捨て)と当該事業により設置される地域防犯カメラの台数に4万円を乗じて得た額のいずれか低い額 ただし、補助額は、補助を受けようとする場所ごとに算出するものとする。
補助金の交付時期	補助対象事業の完了確認後 (精算払い)

別表2（第5条関係）

（提出書類）

地域防犯カメラ設置事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防犯力向上計画・収支計算書(補助事業)(第2号様式) ・その他知事が必要と認める書類
-------------	--

鎌倉市地域防犯カメラ設置費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安全安心まちづくり推進のため、自治会・町内会等の自主防犯活動団体が設置する地域防犯カメラの設置（機器の更新を含む。以下同。）に係る費用及び修繕に係る費用に対する補助金の交付に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 地域防犯カメラ 地域における犯罪の抑止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために、特定の場所に固定して設置する映像撮影機器であって、録画機能があるものをいう。
- (2) 自主防犯活動団体 自治会・町内会など地域住民で組織された団体であって、地域の安全安心まちづくりの推進に係る自主的な防犯活動を行う団体（以下「団体」という。）をいう。

(設置基準等)

第3条 補助の対象となる地域防犯カメラの設置は、次の各号に定める基準によるものとする。ただし、市長が特に必要であると認める場合にあつてはこの限りではない。

- (1) 団体が設置する地域防犯カメラであること。
- (2) 個人のプライバシーの保護に十分配慮し、目的の達成に必要な撮影範囲に限定されるものであること。
- (3) 交通等の妨げにならない場所に、設置するものであること。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、市内において設置し、又は所有する地域防犯カメラに要する費用のうち、保守費用、電気料金等の維持管理費等を除く次の費用とする。

- (1) 地域防犯カメラの機器購入費用及び設置工事費用（地域防犯カメラの設置を示す看板等の設置を含む。）
- (2) 修繕費用（団体が所有する地域防犯カメラに限る。）

(補助金の額)

第5条 設置費に係る補助金の額は、1台につき、補助対象経費に4分の3を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）と、230,000円のいずれか低い額とする。

2 修繕費に係る補助金の額は、1台につき、修繕費に4分の3を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）と、100,000円のいずれか低い額とする。

(事前協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、交付申請の前に地域防犯カメラの設置場所、設置時期及び撮影範囲等について、市長と事前協議を行うものとする。

(交付申請)

第7条 設置費に係る補助金の申請を行う団体は、地域防犯カメラ設置費等補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 地域防犯カメラ設置費等補助事業計画書（第2号様式）
 - (2) 地域防犯カメラ設置費等補助事業収支予算書（第3号様式）
 - (3) 団体調書（第4号様式）及び団体規約の写し
 - (4) 地域防犯カメラ設置見積書
 - (5) 地域防犯カメラの仕様が分かる書類（仕様書等）
 - (6) 地域防犯カメラ設置場所の図面（地図等）及び写真
 - (7) 地域防犯カメラ設置に関する管轄警察署との協議報告書（第5号様式）
 - (8) 団体が定めた地域防犯カメラの設置及び運用要領
 - (9) 団体が地域防犯カメラの設置を決定した資料
 - (10) 団体役員名簿
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 修繕費に係る補助金の申請を行う団体は、地域防犯カメラ設置費等補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- (1) 団体調書（第4号様式）及び団体規約の写し
 - (2) 施行場所の図面（地図等）及び写真
 - (3) 地域防犯カメラ修繕費用見積書
 - (4) 当該防犯カメラがこの要綱に基づく補助金の交付を受けずに設置された場合は、その所有者が当該団体である事を証する書類
 - (5) 団体役員名簿
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (交付決定)
- 第8条 市長は、前条の規定により、補助金の交付申請があったときは、審査の上、適当と認められたものについて、補助金の交付の決定を行い、地域防犯カメラ設置費等補助金交付決定通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することが不相当と認めたときは、地域防犯カメラ設置費等補助金審査結果通知書（第7号様式）により、申請者に通知するものとする。
- (交付条件)
- 第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定をする際は、次の各号に定める指示又は条件を付するものとする。
- (1) 別に定める「鎌倉市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿った適切な管理・運用を行うこと。
 - (2) 地域防犯カメラ管理責任者に変更があった場合は、届け出ること。
 - (3) 市長が調査又は資料の提出を求めたときは、誠意を持って対応すること。
 - (4) 犯罪捜査等のため、警察等から地域防犯カメラの画像の提供を求められたときは、「鎌倉市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿って適切に対応すること。
 - (5) 申請者は、ネットワークカメラ（有線または無線でインターネットに繋がるネットワークを通じて、撮影した画像を確認できる地域防犯カメラ）を設置する場合は、パスワードを適時・

適切に更新するほか、不正アクセスを防ぐため、プログラム等を最新の状態に更新するなど、適切なセキュリティ対策を講じること。

(変更の承認)

第10条 申請者は、地域防犯カメラ設置等の事業計画の内容を変更しようとするときは、速やかに地域防犯カメラ設置費等補助事業計画変更申請書(第8号様式)に必要な書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請があったときは、審査の上、適当と認めるものについて、地域防犯カメラ設置費等補助金変更交付決定通知書(第9号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 申請者は、補助事業が完了したときは、地域防犯カメラ設置費等補助事業実績報告書(第10号様式)に次に掲げる関係書類を添えて、当該年度中に市長へ報告しなければならない。

(1) 地域防犯カメラ設置費等補助事業結果報告書(第11号様式)

(2) 地域防犯カメラ設置費等補助事業収支決算書(第12号様式)

ただし、修繕の場合は省略とする。

(3) 地域防犯カメラの設置等に要した経費の支払い領収書の写し

(4) 地域防犯カメラ設置(修繕)場所の確定図面(地図等)及び設置(修繕)後の写真

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該実績報告書及び添付書類等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めるときは、補助金の額を確定し、地域防犯カメラ設置費等補助金額確定通知書(第13号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、請求書により市長に請求しなければならない。

(是正のための措置)

第13条 市長は、前条の規定による審査をした結果、補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかどうかを審査し、適合していないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを申請者に命ずることができる。

(財産の処分の制限)

第14条 申請者は、設置費に係る補助金により取得した防犯カメラを市長の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、申請者が交付を受けた補助金の全部に相当する額を市に納付した場合又は5年を経過した場合は、この限りではない。

(関係書類の保管)

第15条 申請者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から10年間保管しなければならない。

(暴力団の排除)

第16条 鎌倉市暴力団排除条例の規定に基づき、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
 - (3) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者
- 2 市長は、必要に応じ補助金の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(交付決定の取消し)

第17条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業を中止又は変更したとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。
- (5) 前条第1項に該当するとき。

(補助金の返還)

第18条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、申請者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金返還を命ずるものとする。

(その他)

第19条 地域防犯カメラの設置に係る費用及び修繕に係る費用に対する補助金については、鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取扱要綱に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年10月7日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式 (第7条関係)

地域防犯カメラ設置費等補助金交付申請書 年 月 日	
(あて先) 鎌倉市長 所在地 団体名 代表者氏名 電話番号	
次のとおり交付していただきたく、鎌倉市地域防犯カメラ設置費等補助金交付要綱第7条の規定により申請します。	
1 補助事業の名称	鎌倉市地域防犯カメラ設置費等補助事業
2 補助金の名称	鎌倉市地域防犯カメラ設置費等補助金 <input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 修繕
3 申請金額	円
4 添付書類	<input type="checkbox"/> 地域防犯カメラ設置費等補助事業計画書 (第2号様式) <input type="checkbox"/> 地域防犯カメラ設置費等補助事業収支予算書 (第3号様式) <input type="checkbox"/> 団体調書 (第4号様式) 及び団体規約の写し <input type="checkbox"/> 地域防犯カメラ設置 (修繕) 見積書 <input type="checkbox"/> 地域防犯カメラの仕様が分かる書類 (仕様書等) <input type="checkbox"/> 地域防犯カメラ設置場所の図面 (地図等) 及び写真 <input type="checkbox"/> 地域防犯カメラ設置に関する管轄警察署との協議報告書 (第5号様式) <input type="checkbox"/> 団体が定めた地域防犯カメラの設置及び運用要領 <input type="checkbox"/> 地域防犯カメラの設置を決定した資料 <input type="checkbox"/> 団体役員名簿 (氏名、住所、生年月日が明記されたもの) <input type="checkbox"/> その他 ()
5 鎌倉市暴力団排除条例に基づいた照会について	<input type="checkbox"/> 鎌倉市暴力団排除条例に基づき申請書類に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することに同意します。

第2号様式 (第7条関係)

<p style="text-align: center;">地域防犯カメラ設置費等補助事業計画書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) 鎌倉市長</p> <p style="text-align: center;">所在地 団体名 代表者氏名 電話番号</p>	
1 設置場所	
2 設置台数	
3 撮影範囲	
4 予定工期	(着工) 年 月 日 (完成) 年 月 日
5 予定事業費	
6 防犯活動の内容	
7 期待される効果	
8 備考	

第3号様式 (第7条関係)

地域防犯カメラ設置費等補助事業収支予算書

内 訳	予算額	備 考
1 収入の部	円	
収入合計	円	
2 支出の部	円	
支出合計	円	

第4号様式 (第7条関係)

団 体 調 書

1 団 体 名	
2 団体代表者氏名	
3 団体の所在地	
4 担当者連絡先	(住所) (氏名) (電話)
5 設 立 年 月 日	
6 構成員数 (会員数)	
7 団 体 の 目 的	
8 主な活動内容	
9 年 間 予 算	年度 円

※団体規約の写しを添付してください。

第5号様式 (第7条関係)

地域防犯カメラ設置に関する管轄警察署との協議報告書

年 月 日

(あて先) 鎌倉市長

所在地
団体名
代表者氏名
電話番号

地域防犯カメラの設置等について、次のとおり_____警察署と協議した結果、問題は認められなかったので報告します。

1 実施日	年 月 日
2 設置予定場所	
3 設置台数	
4 備考	

<h2 style="margin: 0;">地域防犯カメラ設置費等補助金交付決定通知書</h2>	
鎌 倉 市 第 〇 〇 号 年 月 日	
様	
鎌 倉 市 長 印	
年 月 日付で提出のあった交付申請については、次のとおり決定したので、鎌倉市地域防犯カメラ設置費等補助金交付要綱第8条の規定により通知します。	
1 補助事業の名称	鎌倉市地域防犯カメラ設置費等補助事業
2 補助金の名称	鎌倉市地域防犯カメラ設置費等補助金 <input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 修繕
3 交付金額	円
4 交付条件	(1) この補助金は、鎌倉市地域防犯カメラ設置費等補助事業のために交付するものであり、目的外への使用は一切しないこと。 (2) 市の監査を求められたときは、関係書類を提示すること。 (3) 不正な方法により補助金の交付を受けたことが判明した場合には、補助金交付の決定が取り消され、交付された補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるものであること。 (4) 補助事業が完了したときは、事業実績報告書に必要書類を添付し、市長に提出すること。

第7号様式 (第8条関係)

地域防犯カメラ設置費等補助金審査結果通知書	
鎌 第 号 年 月 日	
様	
鎌 倉 市 長 印	
年 月 日付で提出のあった地域防犯カメラ設置費等補助金交付申請については、審査の結果、次のとおり、不交付となりましたので通知します。	
1 補助事業の名称	鎌倉市地域防犯カメラ設置費等補助事業
2 補助金の名称	鎌倉市地域防犯カメラ設置費等補助金 <input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 修繕
3 不交付理由	
4 備 考	

第8号様式 (第10条関係)

地域防犯カメラ設置費等補助事業計画変更申請書 年 月 日	
(あて先) 鎌倉市長 所在地 団体名 代表者氏名 電話番号	
次のとおり事業計画を変更したいので、鎌倉市地域防犯カメラ設置費等補助金交付要綱第10条の規定により申請します。	
1 補助事業の名称	鎌倉市地域防犯カメラ設置費等補助事業
2 補助金の名称	鎌倉市地域防犯カメラ設置費等補助金 <input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 修繕
3 変更の内容	
4 変更年月日	年 月 日
5 変更の理由	
6 添付書類	
7 備考	

第9号様式 (第10条関係)

<p>地域防犯カメラ設置費等補助金変更交付決定通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">鎌倉市長 印</p> <p>次のとおり 年 月 日付で提出のあった補助事業計画変更申請書について、審査の結果、適当と認められますので通知します。</p>	
1 補助事業の名称	鎌倉市地域防犯カメラ設置費等補助事業
2 補助金の名称	鎌倉市地域防犯カメラ設置費等補助金 <input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 修繕
3 変更の内容	
4 変更年月日	年 月 日
5 備考	

第10号様式（第11条関係）

<p style="text-align: center;">地域防犯カメラ設置費等補助事業実績報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) 鎌倉市長</p> <p style="text-align: center;">所在地 団体名 代表者氏名 電話番号</p> <p>次のとおり鎌倉市地域防犯カメラ設置費等補助金交付要綱第11条の規定により報告します。</p>	
1 補助事業の名称	鎌倉市地域防犯カメラ設置費等補助事業
2 補助金の名称	鎌倉市地域防犯カメラ設置費等補助金 <input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 修繕
3 補助金額	円
4 工期年月日	(着工) 年 月 日 (完成) 年 月 日
5 事業結果の説明	別紙のとおり
6 添付書類	<input type="checkbox"/> 地域防犯カメラ設置費等補助事業結果報告書（第11号様式） <input type="checkbox"/> 地域防犯カメラ設置費等補助事業収支決算書（第12号様式） <input type="checkbox"/> 地域防犯カメラの設置（修繕）に要した経費の支払い領収書の写し <input type="checkbox"/> 地域防犯カメラ設置（修繕）場所の確定図面（地図等）及び設置（修繕）後の写真 <input type="checkbox"/> その他（ ）

地域防犯カメラ設置費等補助事業結果報告書	
年 月 日	
(あて先) 鎌倉市長	
所在地 団体名 代表者氏名 電話番号	
次のとおり結果を報告します。	
1 事業実施内容	
2 事業実施後の効果	
3 事業実施後の課題	
4 今後の団体の 活動展望	
5 備 考	

第12号様式（第11条関係）

地域防犯カメラ設置費等補助事業収支決算書

内 訳	決算額	備 考
1 収入の部	円	
収入合計	円	
2 支出の部	円	
支出合計	円	

地域防犯カメラ設置費等補助金額確定通知書

鎌 第 号
年 月 日

様

鎌 倉 市 長 印

次のとおり決定したので通知します。

補 助 金 額 円

この補助金は、他の用途へは使用しないこと。

令和4年度ふれあい地域懇談会（第二部） 回答票

番 号	04 西鎌倉 2-2
テ ー マ	電動車椅子が走り難い歩道の改善要望
概 要	進捗状況及び今後の予定について
担 当 部 課	都市整備部 道路課

議題に対する回答等	
<p>昨年11月に腰越支所へ掲示いただいた「発見！危険箇所！」マップにつきましては、本市職員も拝見し、全箇所について現場確認を行いました。</p> <p>歩道が狭く通行し辛い箇所の改善につきましては、拡幅のための用地の買収等が必要なことから、早期の対応が難しい状況です。</p> <p>また、車道から車庫にかけて歩道が傾いている箇所の改善につきましても、隣接敷地との高低差が決まっていることから、車道を含めた当該路線の大規模な改修が必要となり、早期の対応が難しい状況です。</p> <p>横断側溝の補修及び横断歩道の境界ブロックの切り下げ等につきましては、順次改修を実施してまいります。</p> <p>なお、県道でのご要望箇所につきましては、県道の管理を行っている神奈川県藤沢土木事務所に情報提供を行っております。</p>	
添付資料	

第2部 「地域の懸案事項に関する報告」に対する意見・質疑

① 防犯カメラ設置費補助申請の問題

② 電動車椅子が走り難い歩道の改善要望

<西鎌倉地区社会福祉協議会 第十地区民生委員児童委員協議会 千代会長>

昨年ですかね、今お話しくださいました計画について行っていた者なのですが、道路課の方が見てくださいますして、全部をチェックしましたと、そのお話を伺ったときにチェックしたものは、県に送るべきものは送る、それから、民間の土地に関しては、それぞれ対応をしますという話は伺っています。その結果、どのような形になったのかを書面でいただくお話になっているのですが、5か月近く経ちまして、まだいただいてないので、その後どうなっているのか。やっつけて下さっているとは思いますが。そのような話も報告もいただいておりますので、その後どういった形なのかということをお話いただけたらと思います。

<都市整備部 森部長>

すみません。私は現場を確認して、それぞれ順次手配しているというところは伺っております。その結果につきましては、確認して千代会長にお送りするようにいたしますので、よろしく申し上げます。

第3部

本年度の地域の議題に関する懇談

04 西鎌倉 3-1	市道における制限速度遵守への働き掛け
04 西鎌倉 3-2	地域の空き家と崖のリスクについて
04 西鎌倉 3-3	小中学校の統合計画の現状と今後の進め方（西鎌小、手広中学が腰越小学校と腰越中学校へ統合？）
04 西鎌倉 3-4	ふれあい地域懇談会のあり方と市の広報のあり方・全市的あるいは地域別の行政課題の集約と対応等の発信方法整備のお願い
04 西鎌倉 3-5	やまゆり坂のがけ地（市有地部分）の防護
04 西鎌倉 3-6	手広4丁目30-6 下水道占有料の納付についての疑問
04 西鎌倉 3-7	道路のフェンス更新依頼

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 西鎌倉3-1
テーマ	市道における制限速度遵守への働き掛け
内容詳細	<p>当自治会の区域内におけるメイン道路として、鎌倉消防署深沢出張所から豊島屋笛田工場近辺で県道32号線に合流する市道がある。</p> <p>この市道は、度々渋滞となる手広交差点を通らずに県道304号線と32号線を相互に行き来できることから、多くの自動車が抜け道として使う傾向にある。制限速度は30km/hであるが、これを守らずに走行する自動車が後を絶たず、一昨年には歩行者と自動車の接触事故も発生している。</p> <p>昨年は、当該市道における制限速度表示や横断歩道の塗装が薄れてきており、自動車からも見難くなっていることを各方面へ働き掛けた所、道路標示の再塗装や標識の更新、横断旗の設置などをして頂き、安全運行に向けて一歩前進した。但し、当該道路を制限速度超過で走る自動車が無くなったわけではなく、引き続きどのように制限速度を遵守させる施策があるかを模索して行きたいと考えている。</p>
担当部課	まちづくり計画部 都市計画課

議題に対する回答等	
<p>県道32号線と304号線を結ぶ市道などの生活道路における通過車両の速度超過対策につきましては、神奈川県警に対し移動式（可搬式）オービスによる取り締まりを要望しております。</p> <p>今後、地元や鎌倉警察署と連携しながら対策について検討してまいります。</p>	
添付資料	

第3部 本年度の地域の議題に関する懇談

① 市道における制限速度遵守への働き掛け

<谷際自治会 川原会長>

道路の塗り直しとか、そういうことをしていただいたという実績があるのですが、先日その道路を歩いていると、タクシーがすごいスピードで走り去って、多分60キロくらい出ていたと思います。これは個々の運転者のモラルとかの問題というのにもかかってきまして、道路の施策だけでは何ともならないところがあるというのは私も重々承知しております。ただ、例えば、道路に凹凸を付けて速度が物理的に出ないようにできないかとか、あるいは、もっと何か警告のようなものを書けないかとか、そういった要望が自治会内で出ているというのも事実です。

この速度取締りをやるということは、毎日行うとはいかないでしょうから不定期に抜き打ち的にやるということだとは思っておりますが、そのような情報を発信していただきたいと思っております。私がおのように思ったのは、この場所は速度取締りをやっているところですか、高速道路なんかは、よく速度取締りを実施しています、という内容の看板がありますけれども、そのように周知ができないものかな、と思いました。また、この問題は、谷際自治会だけではなく、手広片岡町内会でも同様に起こっています。今日手広片岡町内会の笠嶋さんもお越しになられていますので、何か補足説明等ありましたら。

<手広片岡町内会 笠嶋会長>

いえ、手広片岡町内会では大体、どのような対策を講じようか、という方向性が決まりましたので。

<谷際自治会 川原会長>

実は、手広片岡町内会ではバンクをつけるといった話がありましたが、バンクを付けてしまうと、坂が多いため、低速で通行する車に対して問題が出るのではないかと、ということで、見送りとなったと聞いております。速度制限をしていただくということは、一応、前向きなご回答だと思っておりますので、今後もその方向に向けて進めていただければと思います。特に私から何かそれに対して言うことはないのですが、先ほど申し上げたように、速度制限について施策を実施していますという情報を積極的に発信していただけるといいな、と思っております。

<松尾市長>

わかりました。

<西鎌倉地区町内・自治会連合会 芹澤会長>

確か、何か速度制限の塗装とかが見えにくいとか、その辺りは解決したはずですよ。

<谷際自治会 川原会長>

多少は解決しましたが、一部まだ薄れているところはあります。

<西鎌倉地区町内・自治会連合会 芹澤会長>

要するに30キロ制限とか横断歩道とかも薄れていて見えないとか。

<谷際自治会 川原会長>

横断歩道手前にある表示がありますけれども、一部薄れているところがある。

<西鎌倉地区町内・自治会連合会 芹澤会長>

その辺りのところを引き続き対応していただきながらやるしかないですよ。

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 西鎌倉3-2
テーマ	地域の空き家と崖のリスクについて
内容詳細	<p>①新鎌倉山住宅地のガスト側の入り口にある川沿いの崖が大変危険なので、対策をお願いしたい。</p> <p>②住宅地内で、自治会脱会している、空家が朽ちてる段階での周囲へのリスクを改善していただきたい。空家のオーナーは既に自治会員ではないので、自治会としては何も手を打つことができない一方、自治会員へのリスクを軽減しなければならない状況。</p>
担当部課	都市景観部みどり公園課 都市整備部都市整備総務課

議題に対する回答等	
<p>① 新鎌倉山住宅地のガス都側の入り口にある川沿いの崖について、現場確認を行うとともに、地権者等の調査を行い、必要な対応策等について検討していきます。</p> <p>② 空家等は個人の財産であるため、所有者または管理者の責任で適切に管理することが前提であり、行政としてできることは限られているのが現状です。</p> <p>しかしながら、自治会内に空家等がある場合は、空家対策の担当課である都市整備総務課へ通報を頂ければ、職員が現地調査を実施し、「空家等」であることが確認でき次第、所有者等の連絡先を調べ、適切な管理をするよう書面にて指導いたします。</p>	
添付資料	令和4年度空き家対策リーフレット

あなたの家は 適正に管理されていますか？



令和6年4月から不動産の相続登記が義務化されます。

相続した不動産は、相続登記して所有者を明確にしましょう。



相続(遺言含む)によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。(不動産登記法：令和6年4月1日施行)

家の点検ポイント



空き家をしている場合は、雨漏りの確認と換気もしよう！
点検の際には、ご近所に挨拶すると、ご近所の皆さんも安心するね。



家の点検項目

- 樹木、生垣、雑草が繁茂していませんか？
- 屋根や外壁が破損していませんか？
- スズメバチが巣を作っていませんか？
- ごみ等を放置していませんか？
- ポストが郵便物等であふれていませんか？
- 塀にヒビが入っていませんか？
- 窓ガラスが割れていませんか？
- 雨樋が詰まっていますか？
- 敷地内のがけが崩れる心配はありませんか？

スズメバチの巣
駆除費補助金交付制度
個人が所有する建物等に営巣したスズメバチの巣の駆除を事業者に依頼し実施した場合、その費用の一部を市で補助しています。
環境保全課…内線2282

危険なブロック塀等の
除却費用補助制度
危険なブロック塀等の除却及びフェンス設置工事に係る費用の一部を市で助成しています。
建築指導課…内線2528

既成宅地等防災工事費
資金助成制度
がけ崩れ災害を未然に防ぐために、木の伐採・防災工事資金の一部を市で助成しています。
みどり公園課…内線2579

あなたの家について専門家が相談に応じます

住宅の空き家化の防止や空き家となった住宅の適正管理などの取組みを推進するため、市と各専門家団体とで「空家等対策に関する協定」を締結しています。

各団体では、空き家の売買、相続、改修、登記、法律等に関する相談を行うことができます。



法律に関するご相談

神奈川県弁護士会
横浜市中区日本大通9番地
Tel.045-201-1881
<https://www.kanaben.or.jp/index.html>



売却や賃貸等に関するご相談

公益社団法人全日本不動産協会
神奈川県本部湘南支部
藤沢市朝日町5-7藤沢市建設会館3階
Tel.0466-28-1445
<https://kanagawa.zennichi.or.jp/shounan/>



相続に関するご相談

神奈川県司法書士会無料電話相談
司法書士相続ホットライン(鎌倉エリア対応)
Tel.050-5212-0628
受付時間：平日13時～16時
<https://www.shiho.or.jp/>



公益社団法人
神奈川県宅地建物取引業協会
鎌倉支部
鎌倉市大町2-1-10
Tel.0467-23-2085
<https://www.kanagawa-takken.or.jp/chiiki/a-21.html>



神奈川県行政書士会鎌倉支部
鎌倉市小町1-3-7大石ビル301
Tel.0467-84-7499
<https://gyosei-kamakura.com/>



改修に関するご相談
一般社団法人神奈川県建築士事務所協会
鎌倉支部
鎌倉市大船5-2-4 Tel.0467-43-1431

不動産登記、境界に関するご相談

神奈川県土地家屋調査士会
横浜西区楠町18番地
Tel.045-312-1177
<http://www.kanagawa-chousashi.or.jp/>



ご相談の内容によっては有償になる場合や、相談先が異なる場合があります。

その他の空き家に関するご相談

被相続人居住用家屋等確認書
(3,000万控除)に関するご相談

鎌倉市役所都市整備総務課
市役所本庁舎4階
Tel.0467-23-3000(内線2824)



家財整理に関するご相談

公益社団法人
かながわ住まいまちづくり協会
横浜市中区太田町2-22
神奈川県建設会館4階
Tel.045-664-6896



空き家に関するご相談全般

- ・所有している空き家などを福祉や地域活動に利活用したい方
- ・その他、空き家の管理でお困りの方

鎌倉市役所都市整備総務課 Tel.0467-23-3000(内線2824)



市の空き家対策のホームページで、過去に配布したリーフレットを掲載しています。
http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kenchiku/akiya_taisaku.html

ご相談ください!



② 地域の空き家と崖のリスクについて

<新鎌倉山自治会 岡村副会長>

ガストの崖は、市の区画ではなくて一般の方の所有地ということなのですね。危なくないようによろしく願います。

あと空き家ですけども、私、勉強不足ですみません。市にご相談できる窓口があることを知りませんでした。我々の自治会の中は、別荘的に住んでいる方が過去、結構いらっしゃっていて、そのような方がそのまま住まなくなって放置していると。表札も外れてしまっていて、私みたいな後から入ってきた人は住所も分からなくて、住所も分からないとどう記載したらいいだろうなというところに悩みを持っておりますが、市に連絡をさせていただいて、現地確認に至るように進めさせていただきたいと思います。

<西鎌倉地区町内・自治会連合会 芹澤会長>

空き家は今、全国的に話題になっていますよね。鎌倉市全体としてもかなりこの問題は大きいかと思いますが、何か全体としての対応、個別対応等があるのでしょうか。

<松尾市長>

全体としての対応というところですけども、基本的な対応は、このような形で所有者・管理者の方にということになります。ただ一方で、これを活用していくということにつなげられればいいとも思っております。一部、今泉台の自治会ですとか、城廻のほうで空き家の所有者のご厚意で自治会、地域の方の集会場所として使っていたりですとか、居場所として使っていたりという事例も出てきていますので、そのようなところもご案内させていただきながら、何か地域に貢献していただけるように促すようなことも、ぜひ、積極的にやっていきたいと考えています。

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 西鎌倉3-3
テーマ	小中学校の統合計画の現状と今後の進め方（西鎌小、手広中学が腰越小学校と腰越中学校へ統合？ https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/facility/documents/kamakura_saihen_djt1.pdf のP.18)
内容詳細	<p>今後の進め方についてお伺いし、懇談いたしたいと存じます。 具体的にどのように進めていくのが住民と行政にとってハッピーな結果となるとお考えでしょうか？このテーマは御所ヶ丘のみならず、同様の懸念を抱いている他の市民の皆様の懸念事項であると思います。</p> <p>また、細かなことで恐縮ですが https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/facility/documents/kyo_senteinokangaekata_2903.pdf のうちP.10,P11のH33（2021）年度推計値と実数の比較もご教示願います。</p>
担当部課	総務部 公的不動産活用課 教育文化財部 学校施設課

議題に対する回答等

鎌倉市公共施設再編計画（以下「再編計画」という。）では、公共施設にこだわらない公共サービスの提供を図るために、学校を中心とした再編、複合化を検討することとしており、各行政地域内に地域の拠点となる学校を1校選定し、教育環境の維持向上や安全性に配慮した上で地域活動支援機能等を統合した地域拠点校として整備していくこととしています。

今後、地域拠点校となる学校建替え等に合わせ、学習センターや老人福祉センター、図書館等の機能のうち、各行政地域に必要な機能を精査した上で、地域活動の場や多世代が多目的に利用できる多世代交流スペースとして機能を集約していきます。

また、現在、令和5年度を目途に、学校施設の改築や長寿命化改修の方向性等を示す学校施設計画の策定に取り組んでおり、これを踏まえて老朽化した学校施設の計画的な整備を行っていきたいと考えています。

なお、再編計画ダイジェスト版（P18）では、長期的な小中学校の数を設定し検討を行っていますが、この数値は将来のコスト試算のための仮定であり、現時点で、将来の学校数等が決定したものではありません。

地域拠点校選定の考え方（P10, 11）におけるH33推計値（児童生徒数及び学級数）に対する、令和3年（5月1日時点）の実数は、下表のとおりです。

腰越地域の小中学校

学校名	児童生徒数（人）		学級数（学級）	
	H33 推計値	令和3年 実数	H33 推計値	令和3年 実数
腰越小学校	363	379	12	14
西鎌倉小学校	583	673	18	20
七里ガ浜小学校	238	276	8	11
腰越中学校	320	335	9	9

深沢地域の小中学校

学校名	児童生徒数（人）		学級数（学級）	
	H33 推計値	令和3年 実数	H33 推計値	令和3年 実数
深沢小学校	704	740	20	22
山崎小学校	691	670	22	21
富士塚小学校	228	206	8	9
深沢中学校	492	513	14	15
手広中学校	282	294	8	9

添付資料	資料1 鎌倉市公共施設再編計画ダイジェスト版（抜粋） 資料2 地域拠点校選定の考え方（抜粋）
------	---

鎌倉市公共施設再編計画
(ダイジェスト版)

平成27年3月

鎌 倉 市

再編によるコストの削減効果等

図表 学校施設の規模の推移

	現状	短期	中期	長期
		H31年度末時点	H37年度末時点	H65年度末時点
施設数	25	25	25	21
小学校	16	16	16	13
中学校	9	9	9	8
施設面積	169,587㎡	169,587㎡	168,259㎡	142,467㎡

※長期において、小中学校4校分が統廃合されると仮定。

図表 学校施設のコスト（累計）

(百万円)

		短期	中期	長期
		H26～H31 (6年間)	H26～H37 (12年間)	H26～H65 (40年間)
従来型コスト	$A=a+b$	11,944.4	28,454.6	128,191.8
建設	a	1,910.8	8,387.5	61,301.3
管理運営	b	10,033.6	20,067.1	66,890.4
再編後のコスト	$B=c+d+e$	11,944.4	27,941.7	104,443.0
建設	c	1,910.8	7,941.9	50,446.3
管理運営	d	10,033.6	19,999.9	60,622.2
借地料	e	0.0	0.0	▲ 6,625.5
コスト削減効果	$C=A-B$	0.0	512.9	23,748.8
削減率	C/A	0.0%	1.8%	18.5%

※借地料収入は建設及び管理運営に係るコストに対してマイナスとなるため、数値に▲をつけて表記している。

図表 学校施設の配置等



地域拠点校選定の考え方

平成 29 年 3 月

鎌倉市

② 腰越地域

腰越地域には現在4つの小中学校があります。

図表 2-6 腰越地域の小中学校と公共施設について

学校名	児童・生徒数（人）					学級数（学級）					面積（㎡）	
	現況		H29-33 推計 最大値	H33 推計値	H33 推計値 － 現況（普 通学級）	現況		H29-33 推計 最大値	H33 推計値	H33 推計値 － 現況（普 通学級）	敷地 面積	延床 面積
	全体	普通学級				全体	普通学級					
1 腰越 小学校	407	401	405 (H29,31)	363	-38	16	14	12 (H29-33)	12	-2	14,266	6,470
2 西鎌倉 小学校	665	661	670 (H29)	583	-78	23	21	20 (H30)	18	-3	19,714	7,527
3 七里ガ浜 小学校	303	303	310 (H29)	238	-65	11	11	11 (H29)	8	-3	16,464	4,923
4 腰越 中学校	352	352	343 (H29)	320	-32	10	10	10 (H29)	9	-1	18,228	6,745
主な公共施設	腰越行政センター（H10築）、腰越地域老人福祉センター（H29利用開始予定）、腰越保育園（S43築）など											

図表 2-7 腰越地域の小中学校の位置図



凡例 腰越小：腰越小学校、西鎌倉小：西鎌倉小学校、七里小：七里ガ浜小学校、腰越中：腰越中学校（以下、同様）

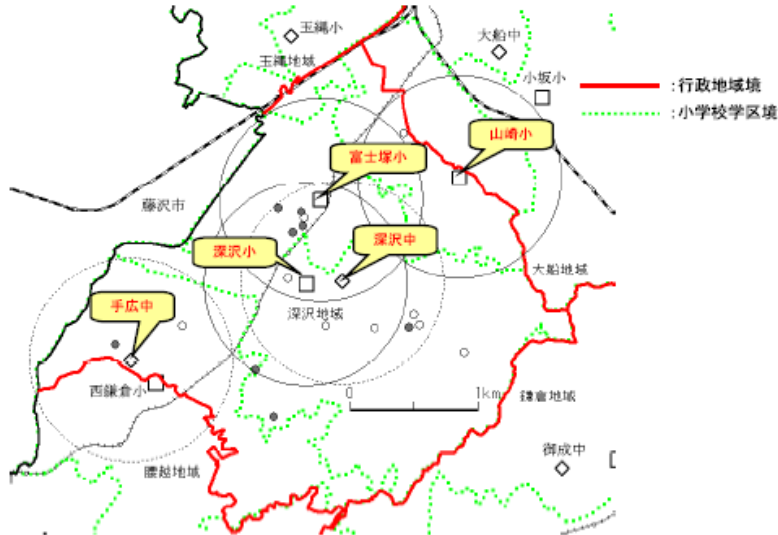
③ 深沢地域

深沢地域には現在5つの小中学校があります。

図表 2-8 深沢地域の小中学校と公共施設について

学校名	児童・生徒数(人)					学級数(学級)					面積(m ²)	
	現況		H29-33 推計 最大値	H33 推計値	H33 推計値 ー 現況(普 通学級)	現況		H29-33 推計 最大値	H33 推計値	H33 推計値 ー 現況(普 通学級)	敷地 面積	延床 面積
	全体	普通学級				全体	普通学級					
1 深沢 小学校	838	838	839 (H29)	704	-134	26	26	24 (H29)	20	-6	16,852	8,466
2 山崎 小学校	696	696	714 (H30)	691	-5	22	22	22 (H32,33)	22	0	11,948	5,740
3 富士塚 小学校	259	242	234 (H29)	228	-14	14	11	8 (H31,33)	8	-8	17,733	7,649
4 深沢 中学校	461	454	492 (H33)	492	38	14	12	14 (H33)	14	2	39,399	7,363
5 手広 中学校	332	324	303 (H32)	282	-42	11	9	9 (H32)	8	-1	31,829	6,911
主な公共施設	深沢行政センター(S55築)、深沢こどもセンター(深沢保育園 など・H19築)、 教養センター(S56築)、あおぞら園(S52築) など											

図表 2-9 深沢地域の小中学校の位置図



凡例 深沢小：深沢小学校、山崎小：山崎小学校、富士塚小：富士塚小学校、
深沢中：深沢中学校、手広中：手広中学校（以下同様）

③小中学校の統合計画の現状と今後の進め方（西鎌小、手広中学が腰越小学校と腰越中学校へ統合？）

<西鎌倉地区町内・自治会連合会 芹澤会長>

これについては何か、地域で噂になっているのですか。

<御所ヶ丘自治会 西田会長>

いえ、地域拠点校という表現の仕方をされていたものですから。このダイジェスト版を読んで私は質問したのですが、地域拠点校という表現は統合するという意味ではない、という理解でよろしいですね。

そこに統合してしまうのかなと思ひまして、そのようなことではないかと。あくまで拠点校と普通の学校がある、そのような理解でよろしいでしょうか。

<松尾市長>

そうですね。地域拠点校の考え方につきましては、再編計画の中では、地域拠点校を鎌倉地域、腰越地域、深沢地域、大船地域、玉縄地域、それぞれに設けて、現在のこの生涯学習センターを地域拠点校の中に入れていくという、このような考え方を持って進めているものです。

ですが、なかなか地域拠点校を新しくつくるところは、まだ計画としてもありませんし、年度といえば先になるような話でもありまして、すぐに何かそうなるということではないというご理解でいただければと思います。

<御所ヶ丘自治会 西田会長>

理解は十分しているつもりなのですが、もちろん、行政がいろんなところを合理化していくことも大切だと思います。ただ、学校が持つ意味は地域にとってすごく大きいと思いますので、そのような面で地域をどう活かしていくのか、ということとリンクすると思いますので、ぜひ。

今日いただいた資料ですと、鎌倉は児童数のほうも順調に増えているようですので、ますます今の学校を大切に、地域も大切にしていくのだろうということを明言していただければ安心して帰れるんですけれども。

<松尾市長>

そうですね。もちろんこの学校と、そして地域というところについては、大変重要であるという認識です。現在、むしろ短期的に進めているところで、教育委員会のほうではコミュニティスクールという形で、地域と学校との連携みたいなところを進めています。

<教育文化財部 佐々木部長>

手広中学校と西鎌倉小学校のほうで、ちょうどお話をさせていただいていると思いますが、コミュニティスクールとして、手広中学校と西鎌倉の学校運営委員にお願いしつつ、今年度先駆けとして地域の方々と学校運営をしていくということと、地域の方々に参画していただいて学校を一緒になってつくり上げていただくということを、やらせていただくということになっております。

本日まで出席の方も委員として何人かはご参画いただくというような形になろうかと思いますけれども、そういった形で、今年度から取組を進めてまいりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

<西鎌倉地区町内・自治会連合会 芹澤会長>

まだ全く動いていないですね。それで私のほうも手広中学校の校長に呼ばれて、ぜひ委員になってくれと先日頼まれました。

あと、この話を聞いて思っていたのは、今、日本全体が人口減少問題を抱えていて、こういうことが将来的には発生しますよね。どんどん人口が減ってくると。そこに対して鎌倉市としては、このまま万が一どんどん人口が減るようになったときに、どういう問題を予測されるかということも含めて、何か検討するような部署というのはあるのでしょうか。

<松尾市長>

まさに公共施設再編計画は、その辺りを着眼点として進めているものであります。人口というより、むしろ子どもの数ですね。東京ですとかも、かなり学校の統廃合なんかは進んでいるところもありますし、近隣ですと横須賀市も、統廃合は進んでいるという状況でございます。鎌倉も今の16校、そして中学9校、これを維持できるかという、実はなかなか難しいと考えている部分ではあります、統廃合する難しさというのも同時にありますので、地域の考え方なども大切にしながら、そこは協議を進めてまいりたいと考えています。

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番号	04 西鎌倉 3-4
テーマ	ふれあい地域懇談会のあり方と市の広報のあり方 全市のあるいは地域別の行政課題の集約と対応等の発信方法整備の お願い
内容詳細	<p>本懇談会（以下、本会）の過去の記録を拝見いたしますと、類似案件、例えば、ゴミ問題、崖地対策、深沢まちづくりの在り方、空き家対策、等々が見受けられます。</p> <p>重要行政課題に対する継続的な取組み状況の定期的なモニタリングと市民への広報、また、その中での地域懇談会についての在り方に関し、お考えをお伺いいたしたいと存じます。（本会のような貴重な場を設定していただいていることに感謝し、ご担当およびご参加の皆さまには敬意を表します。）</p> <p>なお、先程の例示に関しては、本テーマのための例示ですのでこの場面でのご回答は不要です。ただ、申し添えておけば</p> <p>ゴミ問題に関しては「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画がまとまりました。【令和2年(2020年)8月3日】」とあり、計画も公表されていますが https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/skensetsu/gomishorikou/ikika.html</p> <p>その後の経過は？同2020年度に実施されたパブリックコメントと回答に関し2021年度では何がなされたのか？</p> <p>崖地対策に関しては補助金制度に関しては見えるものの https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/gake/gake/index.html</p> <p>根本的な解決に向けて出来ること、検討していること、限界があるもの？等について市の見解が見えませんか？あるいはどこかで広報されているのであれば教えてください。</p> <p>深沢まちづくりの在り方に関しても過去のパブコメ等に対して2021年度では何がなされたのか？</p> <p>「深沢まちづくりニュース」は素晴らしい試みだと思いますが、1回/年程度になりつつある？残念です。</p> <p>空き家対策も2017年の鎌倉市空家等対策計画策定後の効果について計測と市民への広報はなされているのでしょうか？</p>

	等々が明確であれば本会ではより踏み込んだ懇談が出来るのではないかと思います。
担当部課	共生共創部 企画課 共生共創部 広報課 市民防災部 地域のつながり課

議題に対する回答等	
	<p>ふれあい地域懇談会は、地域の皆様と双方向で意見交換ができる場であり、地域で抱える様々な課題について皆様から直接お話を伺える貴重な機会、また、お互いの理解をより深められる場であると考えております。</p> <p>地域のまちづくりにおいて重要な役割を担っている自治会町内会長や地域で活動する団体の代表者の方々との意見交換を通じ、そこで出される提案や要望を市政の運営に活かすことを目的とし、開催するものです。</p> <p>テーマの選定については、限られた時間の中で全ての自治会町内会等からのテーマを取り上げるのは難しいことから、各地域で選定していただいているところです。第2部の継続課題については、前年度の第3部のうちご報告が必要と考えられるものを全体の時間を鑑みて市の方で選定しておりますが、継続課題として選定しなかったものについても、その後の進捗をご報告する方法を検討してまいります。</p> <p>(地域のつながり課)</p> <p>重要行政課題への対応も含めた事業の取組状況に対するモニタリングについては、毎年度、行政評価という手法を用いて、市の最上位計画である第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画の進行管理を行う中で確認しているところです。この行政評価は、市内部による評価だけでなく、市民も交えた外部の評価を行っており、その結果は、報告書として作成し、行政資料コーナーでの配架及び市ホームページで公表しているところです。</p> <p>合わせて、各種課題に対しては、幹部職員の定例会、当初・補正予算編成、人事評価などの過程を通じて、理事者と職員が共通認識を持ち、随時、事業の進捗状況を共有しているところです。(企画課)</p> <p>重要行政課題に対する継続的な取組状況の市民への広報に関し、広報かまくらについては年間計画を立て、特に重要な課題等は、1面を中心とした特集を組むと共に、中面の第2特集でも随時お知らせしています。また、各課での作業が可能なホームページの充実や、フェイスブック、LINE、Twitter及びYoutubeなどSNSの活用も行っています。令和3年度においては新たに公式noteを市及び教育委員会でそれぞれ開設し、課題や事業の背景や取組状況が分かるような情報発信をしています。(広報課)</p>
添付資料	

④ふれあい地域懇談会のあり方と市の広報のあり方・全市的あるいは地域別の行政課題の集約と対応等の発信方法整備のお願い

<御所ヶ丘自治会 西田会長>

個々の課題は、今日、回答をいただけると正直思っておりませんので、先ほど市長もおっしゃいました経過のところを、多分部長、課長、ご担当の皆さんもいつも同じようなことを聞かれて、検討しているとか同じような回答しかできないと、多分、じくじたる思いをお持ちではないかと思えます。

今どきインターネットの世界ですから、DXを市のほうもいろいろ考えていらっしゃるようですがけれども、地域の課題項目もずらっと書いていただいて、今年は何をした、できなかった、来年はこうする、といったところを、非常にお立場的には公開するまで厳しいかもしれませんが。多分、市の皆さんも鎌倉を良くしようと思って働いていらっしゃると思いますので、市民と一緒に協働するという意味で、この懇談会も全然知らなかったところなので、こういった良い交流をやっていらっしゃるのであれば、あの中に地域別テーマが過去を見ても出ていますので、毎年同じようなことを書くのはしんどいかもしれませんが、そこはお互いオープンにしていくのは、多分、良いことではないかと思えますので、ぜひよろしくをお願いします。

あと、正直言いまして広報かまくらも自治会長になって真面目に読むようになったぐらいの程度のもので、多分、今どきの若者たちにはヒットしていないと思います。広報かまくらは大切な文書として配っていたほうがいいと思うのですが、いろんな市の中で困っていらっしゃる方をオープンにしていれば、市民のほうもいいケアをしていけるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

<松尾市長>

ありがとうございます。

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 西鎌倉 3-5
テーマ	やまゆり坂のがけ地（市有地部分）の防護
内容詳細	<p>やまゆり坂（通学路、避難路、バス通り）側面のがけが、昨年一部崩落した。原因は昭和時代のコンクリート吹きつけによる防護膜が経年劣化し、植物の根張りにより崩落が始まったためである。該当するがけのうち、私有地部分については、所有者による鋼鉄製の落石防止網で覆う防護工事が昨年行なわれた（その際、市の既成宅地等防災工事費資金助成制度で援助いただいた）。ただ、その隣り合う市有地のがけについては、未だ対策がとられていない。市有地のがけの状態は、もともと対策を取った私有地がけと同じ状態であった。やまゆり坂は自治会の住民の通学路、避難路、バス通りであることから、早急な防護工事をお願いしたい。</p>
担当部課	都市景観部みどり公園課

議題に対する回答等	
<p>当該地は市が管理するがんだがや北公園の区域になりますので、安全確保に向け、状況を把握したうえ手法等について検討を行いたいと考えております。</p> <p>今後の対応については報告したいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。</p>	
添付資料	

⑤ やまゆり坂のがけ地（市有地部分）の防護

<南鎌倉自治会 河村会長>

実を言いますと5月くらいから問題になっていて、昨年、私有地のほうから崖崩れがあって、それで小学生が怪我したら大変だと、石の大きさにするとお弁当箱くらいのが落ちていたので、所有者の方が自費でネットを張り補修してくださいました。ただ、すぐその隣の鎌倉市の市有地のほうがなかなか同じように直してもらえないということで、不公平ではないかということもあって、年初から動き始めて、そして担当者の方には6月の頭に来ていただいたのですけれども、なかなかその後お返事をいただけないので、今度は崖地ではなく、みどり公園課のほうに来ますとおっしゃったのですけれども、今に至るまで2か月くらい何もお返事がないものですから、なるべく早くいただきたいなと思っています。

そして、これのついでに裏側で屋根のことがあるので、お伝えしたいと思うのですが。

その前に一つだけ、私は今年自治会長になったのですけれども、市のホームページを拝見しました。私は、すごくよくできていると思って感謝しています。例えば、この懇談会の議事録なんかも全部見ることができますし、いろんな補助金の手続もとても分かりやすい。それから用紙も全部ダウンロードできますし、とてもいいなと思って感謝しましたので、最初にそれだけ申し上げます。

では、この本題に戻ってなんですけれども、まず、私がこの悩みを関係者の方から聞いたときに一番問題だと思ったのは、崖地を含んでいる土地を持っている所有者の人ってどうしようもなく苦しいです。何かあったときのために補修してくれといえ、全部自費でやります。もちろん、市から半額補助という制度があって、とても感謝しています。ただ、その崖地を知らずに知ってか分からないのですけれども、最初所有してしまうと相続放棄しても管理責任から逃れられない、そうするとずっとついて回ります。

今回、うちの自治会内の崖を去年補修してくださった方、1,000万円かかりました。これ500万円を市から補助していただきました。ただ、普通は最初に1,000万円出せる家はそうそうないのではないかと思います。この崖に関しては、皆さんそうなるのが怖くて、どうしよう、そうなったら夜逃げしかないみたいのところまで追詰められているようなところがあって、本来でしたら市にレッドゾーンを買取ってもらうとかそういうのがあるようですが、鎌倉市はなかなか財政的に厳しく、その結果として半額補助しますよという施策を取っていると思うのです。

このままですと夜逃げじゃないですけれども、そういうこともあるのではないかなと。皆さん、積極的にもう目を向けたくない、とても1,000万円の現金は出せない、たとえ後で半分返してくださるにしても。そういう問題が裏にあるというのは、ご理解いただきたいなと思います。

<西鎌倉地区町内・自治会連合会 芹澤会長>

こういう話を聞きますとね、前、逗子で高校生が亡くなったじゃないですか。実際にもしそういう事故が起こっちゃったらどうなるのでしょうかね。

例えば、そこは小学生が巻込まれて大怪我をされた、万が一ということもありますよね。そうなったらやっぱりその土地の持主が罰せられる。そんな土地を買っちゃったのが悪かったということですよ。

だけど今おっしゃるように、これが1,000万とかの単位でかかると、それが出せるか出せないかといったら出せない、そうすると夜逃げしなさい、もしくは、そこを退去したほうが楽ですよということになっちゃうというのが怖いんですよね。

<手広片岡町内会 笠嶋会長>

自己破産しかないんじゃないですかね。退去できないですから。

<西鎌倉地区町内・自治会連合会 芹澤会長>

そういうことが全体的に何か解決する方法というのを見つけることが出来ないと、1,000万もかかるのに、その半額出しますよっていったって、500万が出せない人はきついですよね。例えば、お年寄りで年金だけで暮らしている方に500万出せというのは。だから何か考えてあげないといけないですよ。

<手広片岡町内会 笠嶋会長>

全国的な問題ですよ。

<西鎌倉地区町内・自治会連合会 芹澤会長>

例えばそこは、子どもはもう通れないようにするとかね。通学路になっていたら、市のほうから、強制的に通学路からは外しなさいと。それはできますよね。でも本人たちはそこが楽だから近いからということで行きたい、使いたい、だけどそういう危険性があるということですね。

<南鎌倉自治会 河村会長>

わざわざこの案件を出したのは、私たちの自治会にとっては、この道は本当にここに書いてあるように通学路であり、避難路であり、バス通りです。道幅としても決して細くはないです。本当に避難するときはここを通って行かざるを得ないということがあるので、去年、私有地として補修してくださった方は、その責任感から補修してくださったのですが、皆さん、責任感があってもお金はないという問題があって、なかなかここでクリアにはお答えできる問題とは思っていません。

鎌倉市にも、すごく財政的に豊かであつたらレッドゾーン全部買いますよ、みたいな話があるのかもしれませんが、ないですよ。だからその中でも半額出してくださいというのは、すごいことだと思いますが、なんせ今回は、私も相談を受けたときに、いの一番に相続放棄とかいろんな法令関係調べたのですが、逃れる手がないというのが、持主にとっては地獄みたいなもので。

ですから、今後、本当にどうしようもなくなったら放棄してしまうみたいな方も出るかなということで、将来的にそういうケースが起こりうるという危険をはらみます、ということをお伝えしたかったということです。

<手広片岡町内会 笠嶋会長>

参考になるかわかりませんが、手広片岡町内会は、その以前に「手広片岡自治会」という形で雇用促進住宅というのがあって、そこに崖地があって、その崖地がうちの自治会の持ち物でした。それが崖崩れを起こしたときに、おっしゃるとおり、その補償というのは、私たち自治会の全員で払い、それでもって誰かが亡くなったとか、家が潰れちゃったという、そこも全て自治会が負うということになります。

これもいろいろ弁護士にも聞いたのですが、それは逃れられない、ということで、うちが取った手段は、解散でした。自治会が法人だったので、法人会員を解散すると全ての財産は地方自治体が引取らねばならないと

いう法律もあります。ただし、今の話は個人の話でしょう。そうするとそれは財産放棄というか、自己破産するか何かして、支払う能力がないというところまで追詰められないと、それでも国有化とかそういうことしてもらえるのでしょうか。

参考になればいいですが、その自治会とか町内会がもしも土地を持っているなら解散すればいいです。法人化して解散する。そうすると法律でその解散して残った財産は、全て市が引取るということになりますから。市にとっては心地よくない話ですけどね。そういう手はあります。ただし、それは法人に限る。

<西鎌倉地区町内・自治会連合会 芹澤会長>

今回、個人ですからね。問題としては、そこを通学路とか何とかで一般の人たちを巻き込まれることを、公的なところで何とか防ぐことはできないかという、そういう観点ですよ、問題は。

<西鎌倉地区社会福祉協議会 第十地区民生委員児童委員協議会 千代会長>

恐らく、この西鎌倉地域だけではなくて、鎌倉中にそういったところがあるのだらうと思います。ですから市として調べて、このみどり公園課ですか、担当するのかどうか分からないけれど、鎌倉中にどのくらいの、個人所有で、こういう状況というの、恐らく経年劣化ということが一つキーワードなのかなと思いますけれども、調べていただいて、どのくらいあって、それによってどう対応ができるか、市としての対応を検討していただくと。ここでうちもそうです、あそこもそうでした、とお話をしていても仕方がないことなので、調べていただくということができるのでしょうか。いかがでしょうか。

<都市整備部 森部長>

先ほど、逗子の話が出ましたが、逗子で崩れて事故があった後ですね、鎌倉市の道路課で、道路に関わる斜面が道路にかかっているところの市有路線、バス道路だとか、ある程度大きな道路に関してだけですが調べました。ただ、所有者まで調べるのに1年半くらいかかっています。

鎌倉市全域ではなくて、今回のようなレッドゾーンだけです。イエローまで本来は調べないと危険の回避はできない。先ほど、そういう主要路線だけを調べるのに1年半ですが、その結果、何ができたかという、土地の所有者に対して危険な状況ですから何かあるとあなたの責任になってしまいますから安全対策をやってください、木の伐採をしてくださいというお願いをすることはできましたが、やはり、おっしゃるように調べて、お知らせはしたいのですけれども、鎌倉市ご存じのとおり山ばかりなので、現実的になかなか、それは全部所有者を調べていくというのは、こちらが積極的にやっても追いつかないというのが正直なところでございます。危険なことが分かれば、こちらから所有者に対して連絡はしているところですが、そのレッドゾーンですとか、イエローゾーンを含めて全て調べて所有者へというのは今現状では難しいところです。

<西鎌倉地区社会福祉協議会 第十地区民生委員児童委員協議会 千代会長>

難しいとは思いますが。恐らく、時間もかかってお金の面でも大変なことだと思いますが、それだけ危険なところもありますから、難しいから無理ですねではなくて、やはり調べるだけのことは調べていただいて、その対応が今の状況ではできなくなっていて、では鎌倉市としてどうするのか、何かできるのか、あるいは特例というのでしょうか、何か対応策を考えていただかないと、想定外の雨が降ったり、地震が頻繁に起きたりと

いうと、恐らく、早晚何か起きるのではないかということをご心配されますので、それに難しかったからできませんでは市の対応としてはまずいのかなと思いますけれども。

<都市景観部 古賀部長>

都市景観部です。みどり公園課を所管しておりますのと、崖地の防災工事、伐採の助成を所管しております。

今レッドゾーンの話が出てきましたので補足いたしますと、レッドゾーンに指定された土地というのは、土地所有者の方全員に通知がいております。レッドゾーンに指定されたということは、土地所有者の方は一義的にはご存じであるというように認識しております。

それから次に危険かどうかという話と、それから危険な場合どの程度やらなければいけないかという話に移っていきますけれども、これはまず、個人の土地に対してでございますが、レッドゾーンに指定されたから危険だということでは一概には言えないというように思っております。レッドゾーンの指定の基準といいますのは、例えば高さが5m以上ですとか、崖の角度が30度以上ですとかといった要件に合致したところを一律、数字で捉えて、それ以上のところを自動的に指定しているという制度でございます、その趣旨というのは、本来はそういうところに住まないようにということがスタートだったようではございますけれども、今、それは現実的ではないということで、例えば崖崩れですとか、倒木が起こった場合、危険な状況になる可能性がありますよという危険を周知するという意味で、レッドゾーンの指定ということをご全国的に踏み切ったというように認識しております。ですので、レッドゾーンイコール危険だということではなく、レッドゾーンの場合ですとか何かあった場合、被害がどうしても大きくなってしまおうという認識でいただいたほうがよろしいかと思います。

最近、崖の状況ですけれども、やはり、いろんな場所によって様々な状況でございます。市内もたくさんこのような崖の場所がございますけれども、岩盤であったり、岩盤もいろんな種類がございますから、傾斜ですとか、高さについても5m以上から何十mというところもございますから、木の生え方なんかもございますので、そこは全て危ないと何か全部手立てをしなければいけないということになりますと際限なくなってしまうので、市が持っている土地についても同じでございますけれども、これにつきましては、その場所によって、どういう状況であって、例えば崖崩れがあった場合どういう影響が予想されるのか、その場合どういう対処をしていかなければいけないのかということ、個別、具体的に1箇所1箇所、考えていって、その土地を持っていらっしゃる方の経済的な事情などもあると思いますので、総合的に勘案して最良の方法を取ることしかないかなというように思います。

その中で崖の助成制度というのは、これは鎌倉市の場合、全国的にトップクラスの助成制度を持っていると自負しておりますけれども、こういった制度をフルに活用していただきたいというようには願っているところです。技術的には、いろんな工事のやり方がございますので、場所によって市の職員も含めて、いろんなアドバイスができるかと思います。ご心配・ご不安を感じている方は、まずはご相談にきていただきたいなと思っております。

<南鎌倉自治会 河村会長>

レッドゾーンに関しては、私もネットで全箇所確認しました。参考にしたいと思って全部載せていらっしゃるのを知っています。今回挙げた、やまゆり坂というのはレッドゾーンに入っておりません。ただ、うちの自治会としては、キーになるところなので挙げたわけではございますけれども、今回お尋ねしたいのは、その所有者の方に、

あなたのところも危ないですよと、どう考えてもこの間工事したところと同じ状態なので工事してくださいと、自治会としてはなかなか言いにくい部分であります。このときに市にご相談して、市のほうからそろそろやったほうがいいですよといったことを、そういうお助けはお願いしてもいいものですか。

<都市景観部 古賀部長>

まさに、今回議題に挙げたのは、ガストのところの坂から同じケースでございまして、これはいろんな諸事情でこういう回答内容になっていますけれども、具体的には直近では7月の上旬に実際に上の4件の方、訪問してこういう要望が出ておりますので、制度も拡充しておりますからいかがですか、というような説明を市のほうからいたしております。こういうことで余程のことがなければ確かにしてはいないですが、ご要望の内容に応じては、そういったご説明も兼ねて制度の説明をいたしているところです。その辺のところもご相談いただければと思います。

やまゆり坂の今回の件につきましては、私も上の公園から崖を下りて見ようと思いましたが、ちょっと今の時期、草がかなり生えていて、コンクリートの吹付けの様子ですとか分かりませんでした。決して放置しているわけではないので、ここもお隣の民有地のところみたいに完璧に工事ができれば一番いいんですけども、かなり範囲が広いので、できればコンクリートの吹付けがやってあるところを狙って工事をやりたいなと今考えているところです。ですので、もうちょっと涼しくなってから改めて現場を全般的に調査して、その結果をご報告にまいろうというように考えておりますので、今しばらくお時間をいただければなと思います。

<南鎌倉自治会 河村会長>

ご回答、ありがとうございます。ただですね、いらっしゃったときには、実は私たちは何枚も冬の間の草がないときの写真をお見せしています。それが上に伝わらなかったのがちょっと残念ですが、今のような回答ですと、また必ず見に来ていただけると思いますので、どうぞよろしくお願いします。

<都市景観部 古賀部長>

大変申し訳ございません。ありがとうございます。

<西鎌倉山自治会 川口会長>

私どもは、連合会に入っていないものですから、団体では参加させていただいていないので、今の話に乗らせていただきたいのですが、今、コンクリートの吹付けの崖のお話だったと思ったので、私もずっとそれはちょっとうちの問題とは違うかなと思っていたのですが、西鎌倉山自治会の自治区のトンネルがあるような住宅地の中に、住宅地で緑が豊かでとてもすばらしいところがあります。

やはり、ものすごくうっそうとしてきていまして、やはり、西鎌倉山自治会の自治区のトンネルのすぐ横の木が今年5月かな、落石がありまして、被害はなかったのですが、そこから自治会が動き出しまして、ずっと話し合いをみどり公園課の方にさせていただいている状況ですけれども、多分、市がやってくださる整備というのは、道路から何メートルとか、あと出てきた木という、わりと表面的な処置しかできない、鎌倉中そういう状況ですし事情は何となく理解しているつもりですけれども、やっぱり全体的な風通しだったり、コンクリートが張られることで、一番崖崩れ・土砂崩れの原因であるような水はけが悪くなり、そこに溜まってくると

によって土砂も崩れてくるというように認識しています。そのため、コンクリートを張っていくことが本当にいいことなのか、張ってしまっているところも、そこからいきなり全部止めるということもできない、きっと大変な思いをされていると思いますが。

西鎌倉山自治会の地区では、そのままわりとむき出しなままの状態で本当にうっそうとしています。NPO法人の緑のレンジャーが見に来ていただきました。もし、住民の方でそのような整備をしていただけるやうな気がある方がいらっしゃれば、レンジャーさんが協力して下さって、その指導の下に、緑地の整備を、全体的な地区をやるということもできなくはないと思うよと、そういうことをレンジャーさんたちもやってらっしゃるといことで、今年8月28日ですけれども、一応、勉強会みたいなことをやって、セミナーを自治会で開くことにしております。レンジャーさんに来ていただいて、うちの自治会のほうでも環境系のお仕事をされている方がいらして、今SDGsという部分でも緑地の問題、温暖化とそういう木々がものすごく生き茂るところとか、いろんなことが元の根っこにはあって、表面的な、もちろん対処していかなければ間に合わないという状況はあるとは思いますが、もっと深く、みんなでそういう土砂災害だとか崖崩れがないような、私は水の流れというものが、多分ものすごく大事なんじゃないかと思っていますけれども、雨も多いですしね。なので、その水はけであったり、そういうことも鎌倉市の方にも、こちらの住民も、みんなで協力し合いながら土砂崩れを事前に防げるような何か活動というのをしていけたらいいのではないかとすごく思っています。

皆さんもいろいろ、そういうお悩みを、鎌倉って抱えていると思います。崖の問題。でも突き詰めて、水が溜まってしまうことによる土砂の崩れ、コンクリートのところに溜まってしまふ、水はけをちょっとよくしていくことだけでも多分防げるのではないかと思います、そのような対応というか、対処療法的ではない、もうちょっと入り込んだ鎌倉市としての対応というのはお考えなのかなというところ、考えていくべきと思っらっしゃるのかということも、私も気になっているところではありますが、いかがでしょうか。

<都市景観部 古賀部長>

今の、おっしゃっていただいているように、水の流れというのがすごく重要でございます。市の土地は、私どものほうで工事をする場合は、当然、岩盤ですとか地盤の状況と加えて、水の流れがどうなっているのかというところをおさえた上で、工事・設計をするというようなことをしております。同じように個人の方が防災工事をやられる前についても、そういったアドバイスしております。ですので、今のポイントというのは、どのケースにおいても重要なところになってくるのかなと思っています。例えば、市が持っている土地を市が工事する場合ですと、表面上というよりも、そういった安全の観点から今ある程度の範囲をやっておかないといけないという範囲まで設定した上で、木の切り方ですとか、崖の保護の仕方ですとかというところを踏まえて、工事のやり方を決定していくというようなプロセスを経ております。先ほどのやまゆり坂のところについても、同じようなプロセスを経て、工事のやり方を決めていきたいと考えているところです。

あと木の切り方ですね。あとコンクリートで覆うということご懸念されているというような、受取り方をしましたけれども、今、吹付けというやり方はあまりやっておりません。場所によっては、ご存じでしょうか、山肌にワッフルみたいな碁盤目のコンクリートでベタっとやっているところがありますけれども、あのやり方が今一般的でして、一律全部こう吹付けて膜で覆うというやり方は今ほとんどやっておりません。でもあれをやってしまうと土地が息できなくなってしまうので、場所によってはあのやり方を反対される方もいらっしゃるったり、元の姿に戻るような余地を残しつつ、そういった工事をやるという場所もあります。それですと、

また何十年後かにはまた元に戻ってしまうという懸念もございますので、その辺りは致し方なしかな、というところですね。

<西鎌倉山自治会 川口会長>

やっぱり、こまめなメンテナンスというか、ちょっとした水はけが、例えば、何か詰まっていて、枯葉が詰まっていることで何か滞ってしまったり、何かが溜まっていくことで、といったこともありますよね。

<都市景観部 古賀部長>

そういう場合もございますけども、主に地下水の動きですね。これはどうしても地下の中だと動きが見えませんが、表面にどういう形で水が湧いているのかというのを抑えるしかありません。ただ、その湧いている水を止めるということはできませんので、それをいかに安全な形で下流のほうに流していくかというのが工事の一番のポイントになってくるということがございます。

<西鎌倉地区町内・自治会連合会 芹澤会長>

技術的・客観的なデータで分析することと、例えば、今もやまゆり坂でいろいろ出ているような声を全体の町内自治会から集めて、そこに対して調べてみるというところから出発してもいいような気がいたしました。

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番号	04 西鎌倉 3-6
テーマ	手広4丁目 30-6 下水道占用料の納付についての疑問
内容詳細	<p>毎年鎌倉市役所は個人が占有している下水道占用料を徴収しております。しかし、本案件はどう客観的に見ても個人の占有とは認識できないと町内会では判断しました。過去の経緯をみるとこの地に営業所を構えていた菱三商事株式会社（現YKアクロス株式会社）が自社所有車の駐車のためにこの橋を申請をしたようです。その営業所が撤退し、その土地を購入した赤井氏が下水道占用料が課せられる事実（このことは重要事項の説明義務がありその当時の不動産会社の過失と考えられます）を知らずに購入してしまいました。赤井氏もこの橋を10軒の方々が毎日使っているのになぜ自分だけが下水道占用料を支払わなければならないか疑問を感じ市に問い合わせています。しかし市の見解は規則がそうなっていますとの返答で赤井さんに6000円/年を請求します。不服なら裁判をしてくださいと冷たい対応も取っておられます。多くの市民が使用しているのに市は勝手に住民が作った橋なので撤去してくれても良いとの見解を表明しております。問題は二つあります。一つは規則だからと言いながらその規則の具体的内容を明らかにしていないこと。第二は市役所の対応は市民生活の向上を全く考えずに一市民の犠牲により支出を拒んでいることです。市の暖かい対応を期待します。下記に通行実態調査を載せております。子供の通行人数は少なくなっていますが、今まで便利な道路として使っておりましたが今回の件を知った交通指導員の方が万が一の事故の発生を懸念し迂回するよう指導しているとのことでした。</p>
担当部課	都市整備部道水路管理課

議題に対する回答等

当該橋は、2本の橋が隣り合って設置され1本の橋のように使用されていますが、北側の橋は鎌倉市が所有する道路橋で、南側の橋(占用橋①)は個人が所有する占用橋です。

北側の道路橋につきましては、鎌倉市にて維持管理を行っており、市道(鎌倉市道040-019号線)の幅員に合わせて整備し、一般の道路と同様に利用していただいています。

占用橋①につきましては、以前の所有者が水路対岸の宅地への通行の利便性の向上を図るために、水路上に設置したものです。

そのため、鎌倉市下水道条例第22条に基づいて、橋の所有者の方に対して占用料を請求しています。

なお「道路に出入りするための橋」は、鎌倉市下水道条例施行規則第17条に基づいて、幅3mまでのもので1宅地1本に限り占用料を徴収しないこととしています。しかし、この橋の南側10m程離れた場所に、同一宅地への占用橋(占用橋②)がもう1本かかっており、合計2本の占用橋があるため、1本分の占用橋の占用料を請求しているものです。占用料の徴収について、職員による説明が不十分であったことにつきまして、御詫び申し上げます。

なお、占用橋②を撤去された場合は、占用橋①については、占用料を徴収しないこととなります。

また、占用橋①は、もともと、土地の所有者の方が水路を横断して道路に出入りするために設置された橋ですが、他の方も使用されることについては、橋の所有者の方と使用者の方々と話し合っていたいただきたいと思います。

添付資料

現場状況写真
現場状況模式図

現場状況 写真
道路橋及び占用橋①

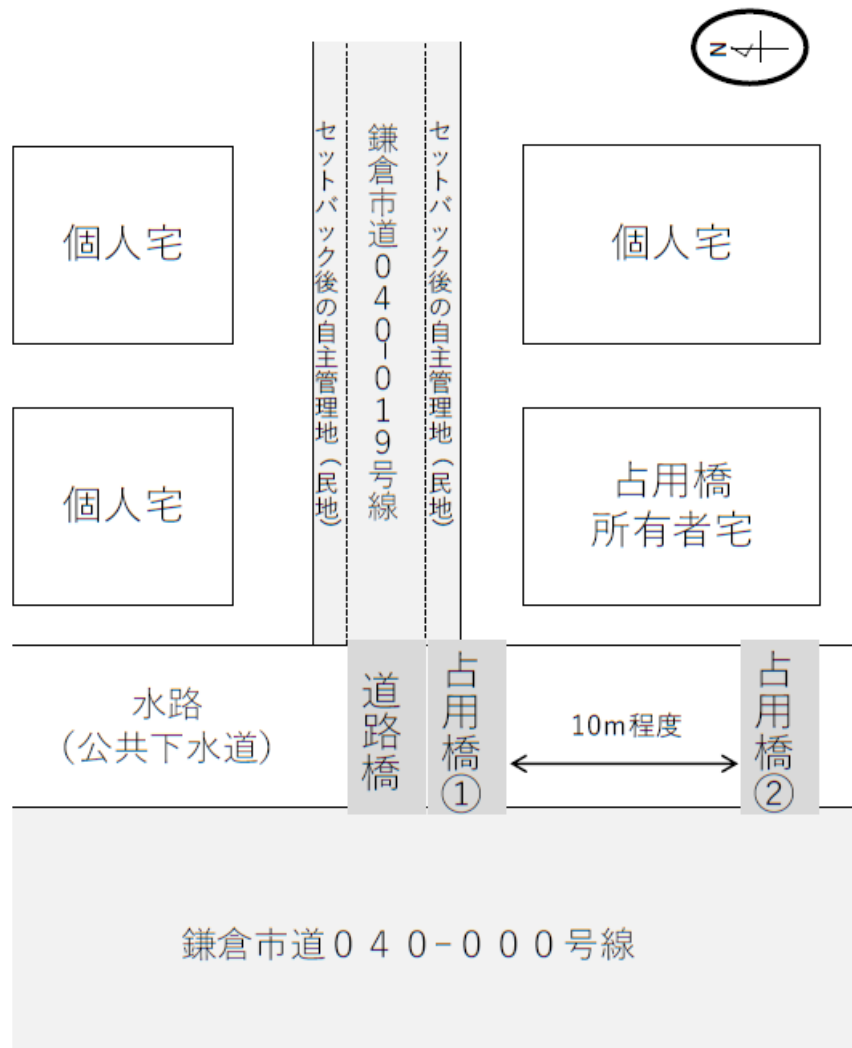


現場状況 写真

占用橋②



現場状況 模式図



⑥手広 4 丁目30-6下水道占有料の納付についての疑問

<西鎌倉地区町内・自治会連合会 芹澤会長>

たまたま、私も手広でこの案件に関わりがありますので、補足説明をいたしますと、基本的にご本人からすると、この重要事項、私も不動産会社に勤めていたので当たり前のことなんですよ。けれども、ご本人が認識していないという事実があって、そこを本来ならばご本人と不動産会社の重要事項の不説明ということで、そのやり取りにまずはなるということなんですよね。

ただ、本人の記憶がないというところから出発していますので、市役所に相談した。そしたら、ちょっとこれ、かわいそうだなと思ったのは、市役所の悪口にみたいになってしまいますが、この橋を壊してもいいですよと言われたとおっしゃるんですよね。要するに、その橋さえ使わなければいいということになるのですが、実際は、その奥に10軒家ができてみんな使っています。そこに調査がありますように、これも実際何人が使っているかという140名。こども子どもたち危ないから使うなということで、ここを使わないようにしてこの人数です。そういうことで、実際使っちゃっているから本人も壊してもいいよと言われたって壊せるわけじゃないと。

そして、ここを売りたいということで売りに出そうとしたら、そういうものがあるところは買う人がいないということで不動産会社も二の足を踏むということになって、そして、ほかの10軒からみんな負担してもらったらいいのではないかということで、その方は78歳、いちいち10軒訪ねて、私が6,000円負担しているからって2、3軒当たったらみんな断られちゃったと。そういう状況でご本人がほとんど困って、町内会のほうに相談に来たという経緯があります。

ここのところで私が感じたのは、もう少し我々も78とか80近くになって、やれ橋を壊してもいいよとか、あなたがみんなに10軒に頼んで出してもらえばいいじゃないかと言われても、それは無理だろうなというのはよく分かります。だから、そういう中で、何が本当の解決方法になるかというのは見えないのですが、ご本人がもうここから出て行きたいというような鎌倉市であってはいけないなど、私は思いました。

そういうところで何か一緒になっていい解決方法を見つけてあげる。例えば、市の職員が一緒になって、ほかの方々、10軒だってね、1軒600円ですよ、年間。それくらいだったらもっていき方では出してくれるとは思いますが。そういったところで何かうまく解決してあげたいなということで、あえてこれは私の町内会として出させていただきます。

市役所の方々はこの問題が起こっていて、何となく心苦しいところではあるのですが、実際はどのようなのでしょうか。

<都市整備部 森部長>

個人の方が架ける橋というのは、鎌倉市内たくさんございます。町内会で使われて、何人かで使われているところ、多くが私道で、私道で何人かで持たれている方がいらっしゃるのですが、何万橋もこういう橋があるものですから、代表者を決めてくださいというのは必ずお願いしているところです。その中で、皆さんで費用の負担なり代表の方にあるのかというのは、我々としてはそこまで踏み込めないところもありますので、その代表の方と市という形でのやり取りをさせていただきたいと思っております。このケースも写真も一緒に添付はしているところですが、皆さん、元々はそんなに多くの家がなかった、社宅のようなところで、駐車場、車を入れたくて広げたような形も見受けられておりますので、ほかの場合もございますので、何とか代表の方

としてをお願いをしたいと思います。

<西鎌倉地区町内・自治会連合会 芹澤会長>

この場合、本人が代表という自覚を持ってないことに問題があると思っています。そういう形であれば何の問題もない。本人は、ただ知らないうちに私が払っていたと。だから私が代表という自覚も全くないですよ。多分、その問題だと思います。

<都市整備部 森部長>

そうですね。当初にそういう説明も市のほうからすべきだったと思っています。

<西鎌倉地区町内・自治会連合会 芹澤会長>

一応、やり方としては、相談者の方に、例えば代表でということで、私どもがお手伝いするから残りの10軒のところへ声かけてみましょうとかね、何かそういうことであれば、ほんの2、3日で解決したと思うんですよ。こんなところでよろしいでしょうかね。

令和4年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	04 西鎌倉 3-7
テーマ	道路のフェンス更新依頼
内容詳細	手広4丁目20番地付近の道路と水路を隔てるフェンスが腐食し、破損し転落の恐れがあるため、補修・更新をお願いいたします。
担当部課	都市整備部道路課 都市整備部道水路管理課 都市整備部作業センター

議題に対する回答等	
当該地のフェンスについては、6月3日に作業センターにて補修作業が完了しました。	
添付資料	

⑦道路のフェンス更新依頼
質疑なし

その他

<西鎌倉地区町内・自治会連合会 芹澤会長>

W i - F i 環境の整備ということで、実はこの行政センターのこの部屋も今 Z o o m を使っているのですが、非常に環境が悪いです。鉄筋コンクリートで、私もここで Z o o m を使っていますが、最初は古い W i - F i を使っていると全くだめ。それで最新のものを使って一つでしたら対応できましたけど、何人が使うとだめになってしまう。今、もう Z o o m って当たり前じゃないですか。市の施設、特にこういう古い建物って鉄筋が厚くて電波が通りにくいですよ。多分、こういう施設いっぱい抱えていらっしゃると思うのですが、そこに対して今のような D X とかいろんなことが言われている中において、市役所としてどんなお考え方をなさっているのか、どういう方向にいかしているのかというのを聞きたいなと思います。

<教育文化財部 佐々木部長>

今年の10月から生涯学習センター、この施設もそうですけれども、指定管理を導入することになりまして、生涯学習の集会室は W i - F i が使えるような環境を指定管理の業者のほうで整備をしていただくようにはなっていますので、こういった集会施設については大丈夫ですけれども、今、課題となっている図書館とか行政センター全体のところについては、まだ課題かなというところがあります。学習センターのところについては、今、お話したように業者にやっていただくように調整してまいりたいと考えております。

<西鎌倉地区社会福祉協議会 第十地区民生委員児童委員協議会 千代会長>

西鎌倉地区社協としては、このコロナの状況でオンラインによるイベントをいろいろ企画しています。なかなか皆さんに集まっていられない状況の中で、やはり、この多目的室を使ってオンラインで繋ぎながらとか、あるいはランチ会を開いたりしていますけれども、スクリーンを広げてオンライン旅行をうつしながら皆さんに見ていただいているような企画だとか、それから個々にいろんな方とつながってというような、例えば子育てサロン等でも Z o o m で入っていただいて保健師さんのお話を聞くとか、いろんな企画をオンラインでやるようになっていきます。

今、芹澤さんからもお話ありましたように、1階のフロアはなかなかつながらないですね。私どもも、やるときにはポケット W i - F i を三つ、四つ、借りたりして使っています。こういう公共施設で、腰越だけではなくて、やはりネット環境は Z o o m だけではなく、いろんな意味で一刻も早く整備していただきたいと考えます。

というのは、一つは、そういうイベントのときの不便さというのがありますけれども、去年、一昨年でしたか、この行政センターが避難所になったことがあります。そういうとき、これからも恐らく小学校が主に避難所として使われていたかと思いますが、行政センターに避難しましょうということもこれから増えてくると思いますので、こういう場合、人が集ったときに、やはりネットによる情報収集ということは必然だと思いますので、そのためにも幾分早く、こういう公共施設がネット環境を揃えていただきたいと思います。

この話、今までこの場だけではなく何度かしているのですが、検討します、考えます、徐々に始めていますというような話を伺いますが、それを一刻も早く、各行政センターで揃えていただきたい。これだけの昨日、今日の雨が降って、いろんなところで避難、災害がひどくなっていったり、恐らく避難するという場面も増え

てくると思いますし、このコロナの状況がなかなか終息しない中では、やはりネットの導入で情報交換というのは必然だと思います。

ぜひとも、これは一刻も早く整備していただきたいと考えます。

<西鎌倉地区町内・自治会連合会 芹澤会長>

市役所で、今、いろんな企業でも在宅勤務とかも当たり前で、そして、ほとんど社員全員がオンラインで、Zoomでやっていますが、市役所はその辺ができているのでしょうか。

<松尾市長>

市役所は順次拡大しているという状況で、仕事で使っているパソコンですね、これにLTEの回線がつながるようになっていくものから、それでどこに持って行っても仕事ができるという状況で、まだ基本的には管理職、プラスアルファぐらいですけども、今後それを全体に広げていくという、そういう段階です。

<西鎌倉地区社会福祉協議会 第十地区民生委員児童委員協議会 千代会長>

今のお返事としては、徐々に考えますということですか。

<松尾市長>

肝心の返答ができておらず、すみません。

そうですね、一つは今、先ほど教育部長が申し上げたように、業者がやってくれるという一つ提案をいただいていますので、そこでやらせていただく、その状況をみながら検討したいというところは一段目としてはあります。

会長のおっしゃるように、必要だということの認識は持っております。社会福祉協議会、福祉センターのほうも、やはりそういう活動からのご要望がありまして、整備したという経過もございます。実際に使って、どれくらい使われるかということも含めて検討しているところでございますので、今日いただいたご要望を受けまして、すみません、検討という言葉になってしまいますけれどもしてまいりたいと思います。

<西鎌倉地区社会福祉協議会 第十地区民生委員児童委員協議会 千代会長>

急いでいただきたいです。

<谷際自治会 川原会長>

今、その避難所というお話が出ましたが、先ほどもお話を伺った学校のお話。当面、腰越と西鎌倉が統合されることはないということだったのですけれども、その中で再編していくことを考えねばならないといったときに、今の学校というのが必ずしも子どもの教育のためだけではなくて、高齢者の避難のためのものになっているところをぜひ加味していただきたいなと思っております。

というのは、いろんな人に申し上げますが、谷際という地区は学区としては西鎌小です。ですが、西鎌小に行くためには細い坂道を上がって行かなければいけません。子どもはいいです。県道304号線の歩道を歩いて上って行って下りてくるというのは、子どもにとってはそれほど苦ではないかもしれませんが、何か災害

が起きたときに、お年寄りがあそこを上っていけるかという非常に辛いのかなと思います。特に大雨、そういったときに避難路というのがあそこしかない。実際、西鎌小に避難してくれといってもなかなか避難できる状況にないと思っています。

谷際の近くにはもう一つ、深沢小があります。そこは平地で歩いて行けます。距離はたしかに西鎌小より遠くなる場所もありますけれども、逆に、東側の深沢交差点近いほうの地区からいえば深沢小のほうが近い感じ。ですから、学区で分けて、今、西鎌小が避難場所ということに指定されているかもしれませんが、防災という目でみた場合には、避難場所として西鎌小が本当に適切かどうかという話はいつも出てくる話です。

ですから、今後その再編ということ考えた場合に、もちろん距離的に近いほうが子どもの学区としてはいいという考え方はあるとは思いますが、同時に、学校が防災拠点となるのであれば、お年寄りの導線ということも考えていただきたい。これは、うちの地区の中で結構話題に上っていますので。これは、今すぐということではなくて数年来の長期的な課題だと思いますけれども。教育文化財部、それから市民防災部と、両方に関わってくると思いますので、お互いに協力し合って考えていただければいいかなと思っています。

<松尾市長>

ありがとうございます。その点につきましては、実は少し柔軟に考えていきたいというのが基本的な姿勢になります。必ず学校へ避難をしなければならないということではなくて、様々な、例えば大地震の場合と風水害と、これは基本的に考え方を分けて様々な避難も考えておりますので、今、風水害のことでお話させていただきましても、ある程度、風水害の場合はそういう災害が起こりうる、事前に分かるということから早めに避難をしていただきたいと。

それも、決して小学校だけではなくて、ホテルですとか、あとは知人・友人・親戚、そういう方のところに避難をしていただくのも方法としてはありますし、そういう意味ではその方自身の避難しやすい場所というところを考えていただくという基本的な考え方があります。とはいえ、最終的に避難せざるを得ないというとき、学校しかないという場合には、安全に避難していただくということになるわけなのですが、基本的に相当の雨が降っているという状況になった場合には、屋外に行くというよりも垂直避難と申し上げて、2階、もしくは崖から遠い場所に、家の中で避難していただくという、こういう考え方でおりますので、その辺りは個々に、その方その方の状況に応じながら考えていただきたいというのが基本的なところ。という前提の上で、今、会長おっしゃっていただいた避難所としての学校の役割というもの、これはもちろんありますので、その辺りはきちんとそこも想定しながら考えていく場合には検討してまいりたいと思います。

<西鎌倉山自治会 川口会長>

西鎌倉小学校前の交差点のことですけれども、リソ側、本当、目の前に信号の交差点ですが、横断歩道と点線、全部消えている状態です。実は、今年度の我々の自治会の安全環境と西鎌小の校外委員と兼任されている方が、兼任してくださっている状況で、校外委員の方のほうからもそのことをこの間、合同点検のときにお伝えしましたところ、まだそれに対応できないと。

まず道路の舗装ができていないので消えている状態を直すことができない。まず道路の舗装から先にやるというようなお話で、その市の対応がまだ目途が立たないというような回答をいただいたということでした。学校前の交差点だということと、一応、そのホームページのほうを調べましたら2011年以降着手するという

ようなことだったようなので、随分時間が経っているなと思っているのですが、あそこはかなりたくさんの方が通りますので、早急なお答えをよろしくお願ひしたいというところです。

<松尾市長>

ありがとうございます。県道が、こう、海に向かって走っていて、要はロイヤルホストのほうに向かうところは県道で、縦に学校側は市道ですけども、恐らく横断歩道の消えているのは県道ではないかと思ひていて、舗装ができないと線が引けないというのは、市ができるところは早くやりたいと思ひているのですが、県道ですと県になってしまいますので、ちょっとそこは確認させてください。

また、これは神奈川県全体の問題にもなっているのが、横断歩道の停止線、これが消えていて見えないというのが大きな問題になっています。これは神奈川県長の市長会の中でも知事に対して強く要望を昨年申入れをして、早くやっていただきたいということで、順次やりますよ、というお答えはいただいている状況ですが、県警のほうも相当予算がなくてできていないという、そんな状況はあります。ただ、そこは我々も強く要望はしておりますので、しっかりとやっていただくように進めたいと思ひます。

<西鎌倉山自治会 川口会長>

よろしくお願ひいたします。

《後日回答 都市整備部 道路課》

西鎌倉山自治会 川口会長に改めて要望内容を確認しました（令和5年(2023年)1月16日聴き取り）。

その結果、要望箇所は鎌倉市道におけるものであることから、これについては令和4年度内に舗装の修繕と併せ横断歩道の復旧について実施を予定しております。

<南鎌倉自治会 河村会長>

すみません。これはもう、この議題では落とされてしまった意見です。実は、今、防災のことを考えると本当にもう不安で不安でという状態で今役員やっています。それでその中であるアイデアとして防火水槽が必ずどの地域にもあって、うちの地域にも公園の中に防火水槽があります。もちろん防火水槽、触ってはいけないし消防署の管轄だと思ひますが、ほかの自治体によってはあそこの蓋に工夫をすることによって防災時に生活用水とか、飲料水ではもちろん無理ですが、そこはいつも水量の統計が取られて必ず上まで満水になっているようなので、あれは何らかの方法で本当に困ったときに使えるような方策を鎌倉市でも考えてくださったらいいなと思ひています。今どうこうというわけではないのですけれども。防災担当の方、どうぞよろしくお願ひします。

<市民防災部 永野部長>

消防のほうで管理しておりますので、特に災害のときに地震災害とかですと火災が起こることも想定できますので、どんな使い方ができるのか、すみません、今、私お答えできないのですけれども、逆にある程度安定した後に、また水の面で何か困っているというようなときに、防火水槽の水がうまく利用できないかというような工夫につきましては、消防のほうにも提案をして、どんなことができるのかという話をしたいと思ひ

ます。そこに多分、立ち会って管理とかいろいろ出てくると思います。何ができるのか、どうしてなのかという辺り、検討させてください。

<南鎌倉自治会 河村会長>

他の自治体も実際やっているようなので、どうぞよろしくをお願いします。

<手広片岡町内会 笠嶋会長>

今日は非常に議題が多いということで、もう前もって、今まで多分2回のふれあい懇談会で取り上げられてきていた手広片岡4丁目、先ほどもスピードの問題に関しまして2回やられていたんですけども、今回、その議題に入れられなかったのも、もしも時間が空いたということで、既にもう文書でお出ししているんですが、結論から申し上げますと、バンクを付けて速度制限を付けるというのが私たちの希望だったんですが、いろいろテクニカルなことで検討した結果、坂道を含んでいるもので国交省とか鎌倉警察も含めまして、あと市役所の道路課とは6回くらい打合せしまして、もう結論が一応出ていまして、バンクを付けるとかえって危険を及ぼす可能性があるということでバンクは諦めました。

ということで道路上の先ほどの横断歩道のマークが消えちゃう云々というお話ございましたけれども、そういった形の舗装面に色付けをして注意喚起をすることによってスピードを下げていこうという方向に進めましょうということで、道路課とは既に方向性が決まって、最終的にどういうデザインになりますかというのは、それは昨年度12月1日に私、道路課にそろそろ進捗状況により今後どうされるかという説明会を開催してくださいということでお願いして、そういう意味でその技術的な方向が決まりました。道路課も説明会をやりましょうということで、本来なら今年の1月くらいに開催する予定ですが、このコロナ騒ぎでもってずっと延び延びになっているのですが、説明会の開催ということに関しまして、行うということは決まったのですが、道路課のほうから実はこの道路安全対策については道路側のテクニカルな面には責任を持てるのですが、道路行政、安全行政に関しては、まちづくりのほうも同席してもらわないと説明会が成り立たないということで、私に対して、まちづくりのほうの同席もお願いしていただけませんかという要請が担当の方からありました。

ということで私はまちづくりのほうに電話で、こういうことで道路課のほうから説明会に当たってはまちづくりのほうからも出席いただけませんかというお願いをしたのですが、それに対してかなりお役所的なというか、署名捺印した正式行政文書を出してくださいというようなことがありまして、私はこの10月1日に説明会を開催してくださいということに関しては、道路課のほうもまちづくりのほうの林部長のほうにもCCでそのデータはお返ししているから改めて行政文書出すつもりありませんということで、私はお断りしました。それに関して、その後どうなったのかというのはよく分からないのですが、その点に関しては、私が8月5日の今日、ここで林部長含めてお話ししよう、ということで電話を切っているのですが、それに関しての今日の私の質問は三つありまして。

一つ目は、道路課が言っている森部長からのご回答として説明会はやっていただけますかということは一つ目。

二つ目は、林部長のまちづくりのほうで正式な文書を出さなくても説明会には出席していただけますかというのが2番目の質問。

三つ目の質問は、私がすごく今回不愉快だったのは、道路課の人が私に対して、まちづくり課のほうの参加を要請していただけないかというのを私に要請がきました。これは市役所内部の問題だから森部長のほうから林部長に対して、そういうことをやるから、林さん、そっちからも出てよと言えればそれで終わったはずなのに、わざわざ私に対して担当者が、そういうまちづくりのほうの出席の要請してくださいという、市役所の内部の話を外部の私に要請してくるとするのは、何か縦割りというか、市役所の中の風通しが悪い、要は連携ができていないと私は感じました。

そういうことで3番目の質問は、市長に対して、こういう市役所の中のその内部的な連携がうまく取れていない、わざわざ私に署名捺印した正式要請文書を出せということが、本当に市としての私に対する要請ですかというのを、私、市長に聞きたいです。ということで、この三つの質問に対してご返答いただきたいということとでよろしくをお願いします。

<都市整備部 森部長>

最初のご質問の進捗報告です。一昨年からお約束していることですので、日程等の調整は市の道路課で行いますので、お約束どおり報告会はさせていただきたいと考えております。

<まちづくり計画部 林部長>

本件につきましては、令和2年くらいからずっと長い経過があって、逐一、報告を受けて確認をしています。それから今年のやりとりの部分についても確認はさせていただいていますが、署名捺印文書のお話もあった。前段の話等々ありますけれども、端的にお答えさせていただきますと、道路課が都市整備と調整をいたしまして、まちづくり計画部の都市計画課の担当の職員も交通計画に関して説明が必要であれば文書いただかなくてもその場に参加するように、私のほうから指示はさせていただきたいとこのように考えております。

<松尾市長>

ご指摘いただいたような行政の縦割りですね、また市民の方に何か要請するというようなことは、私自身、市役所の在り方としては全くそういう在り方を目指しておりませんし、そんなことあってはならないという立場です。そんな中で、いろいろとこれまでのやりとりの中で失礼があったら大変申し訳なく思いますし、そこは信頼関係の基で仕事を進めていく必要があると思っておりますので、きちんと今後に向けてはその辺りを注意しながら進めてまいりたいと思います。

<手広片岡町内会 笠嶋会長>

市役所の中に、階段の昇り口に書いてありますよね。鎌倉市はこういうことをやりますということで、縦割りをやめてどうのこうのという、その謳い文句に書いてあるのですが、それが職員の人たちに全く徹底されていないと私は感じます。ぜひ、その辺の改善をお願いします。